

○国際電気通信連合憲章(平成七年一月十八日条約第二号)

第一章 基本規定

第一条 連合の目的

1 連合の目的は、次のとおりとする。

- (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- (aの2) 連合の目的として掲げられたすべての目的を達成するため、団体及び機関の連合の活動への参加を促進し及び拡大させ、並びに当該団体及び機関と構成国との間の実りある協力及び連携を促進すること。
- (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること、その実施に必要な物的資源、人的資源及び資金の移動を促進すること並びに情報の取得を促進すること。
- (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。
- (d) 新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること。
- (e) 平和的關係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること。
- (f) これらの目的を達成するため、構成国の努力を調和させ、並びに構成国と部門構成員との間の実りあるかつ建設的な協力及び連携を促進すること。
- (g) 経済社会の情報化が世界的に進展していることにかんがみ、地域的及び世界的な他の政府間機関並びに電気通信に関係がある非政府機関と協力して、電気通信の問題に対する一層広範な取組方法の採用を国際的に促進すること。

2 このため、連合は、特に次のことを行う。

- (a) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を避けるため、無線周波数スペクトル帯の分配、無線周波数の割り振り及び周波数割当ての登録(宇宙業務のため、対地静止衛星軌道上の関連する軌道位置又は他の軌道上の衛星の関連する特性を登録することを含む。)を行うこと。
- (b) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を除去するため並びに無線通信業務に係る無線周波数スペクトルの使用及び対地静止衛星軌道その他の衛星軌道の使用を改善するための努力を調整すること。
- (c) 満足すべき業務の質を保ちつつ、電気通信の世界的な標準化を促進すること。
- (d) 連合が有するすべての手段(必要な場合には、連合が国際連合の適当な計画に参加すること及び自己の資源を使用することを含む。)により、開発途

上国に対する技術援助を確保するための国際協力及び連帯を促進し、並びに開発途上国における電気通信設備及び電気通信網の創設、拡充及び整備を促進すること。

- (e) 電気通信手段、特に宇宙技術を使用する電気通信手段が有する可能性を十分に利用することができるように、これらの手段の発達を調和させるための努力を調整すること。
- (f) 電気通信の良好な業務及び健全なかつ独立の経理と両立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、構成国及び部門構成員の間の協力を促進すること。
- (g) 電気通信業務の協力によって人命の安全を確保する措置の採用を促進すること。
- (h) 電気通信に関し、研究を行い、規則を定め、決議を採択し、勧告及び希望を作成し、並びに情報の収集及び公表を行うこと。
- (i) 国際的な金融機関及び開発機関と共に、社会的な事業計画、特に、電気通信業務を各国において最も孤立した地域にまで提供することを目的とするものを進展させるための優先的かつ有利な信用枠の形成を促進することに従事すること。
- (j) 連合の目的を達成するため、関係団体の連合の活動への参加及び地域的機関その他の機関との協力を奨励すること。

第二条 連合の構成

国際電気通信連合は、政府間機関であり、当該機関においては、構成国及び部門構成員は、明確な権利及び義務を有し、連合の目的の達成のために協力する。連合は、普遍性の原則を考慮し、かつ、連合への普遍的な参加が望ましいことを考慮して、次の国で構成する。

- (a) この憲章及び条約の効力発生前にいずれかの国際電気通信条約の締約国として国際電気通信連合の構成国である国
- (b) 国際連合加盟国であるその他の国で、第五十三条の規定に従ってこの憲章及び条約に加入したもの
- (c) 国際連合加盟国でないその他の国で、構成国となることを申請し、かつ、その申請が構成国の三分の二によって承認された後、第五十三条の規定に従ってこの憲章及び条約に加入したもの。構成国としての加盟の申請が全権委員会議から全権委員会議までの間において提出されたときは、事務総局長は、構成国と協議する。構成国は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとみなす。

第三条 構成国及び部門構成員の権利及び義務

- 1 構成国及び部門構成員は、この憲章及び条約に定める権利を有し、義務を負う。
- 2 連合の会議、会合及び協議への参加に関し、
 - (a) 構成国は、会議に参加する権利を有し、理事会に対する被選挙資格を有し、及び連合の役員又は無線通信規則委員会の委員の選挙に対する候補者を指名する権利を有する。
 - (b) 構成国は、また、第一六九号及び第二一〇号の規定が適用される場合を除くほか、すべての全権委員会議、すべての世界会議、すべての部門の総会、すべての研究委員会の会合及び当該構成国が理事会の構成員であるときは理事会のすべての会期において、一の票を投ずる権利を有する。地域会議においては、関係地域の構成国のみが投票の権利を有する。
 - (c) 構成国は、また、第一六九号及び第二一〇号の規定が適用される場合を除くほか、通信によって行う協議において、一の票を投ずる権利を有する。地域会議に関する協議については、関係地域の構成国のみが投票の権利を有する。
- 3 部門構成員は、連合の活動への参加に関し、この憲章及び条約の関連規定に従うことを条件として、自己が構成員となっている部門の活動に完全に参加する資格を有する。
 - (a) 部門構成員は、部門の総会及び会合の議長及び副議長並びに世界電気通信開発会議の議長及び副議長を出すことができる。
 - (b) 部門構成員は、条約の関連規定及び全権委員会議が採択した関連決定に従うことを条件として、関係部門における勧告及び問題の採択並びに当該部門の運営方法及び手続に関する決定に参加する資格を有する。

第四条 連合の文書

- 1 連合の文書は、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則とする。
- 2 この憲章は、連合の基本的文書とし、条約によって補足される。
- 3 この憲章及び条約は、電気通信の利用を規律し、及びすべての構成国を拘束する次に掲げる業務規則によって、更に補足される。
国際電気通信規則
無線通信規則
- 4 この憲章の規定と条約又は業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、この憲章の規定が優先する。条約の規定と業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、条約の規定が優先する。

第五条 定義

文脈に矛盾を生じない限り、

- (a) この憲章において使用し、かつ、この憲章の不可分の一部を成す附属書で定義する用語は、当該附属書において与えられる意味を有する。
- (b) この憲章の附属書で定義する用語以外の用語であって、条約において使用し、かつ、条約の不可分の一部を成す附属書で定義するものは、当該附属書において与えられる意味を有する。
- (c) 業務規則で定義するその他の用語は、当該業務規則において与えられる意味を有する。

第六条 連合の文書の実施

- 1 構成国は、自国が設置し又は運用するすべての電気通信の局で、国際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれのあるものについて、この憲章、条約及び業務規則に従う義務を負う。ただし、第四十八条の規定によってこれらの義務を免除される業務に関する場合は、この限りでない。
- 2 構成国は、また、自国が電気通信に関する設置及び運用を許可した事業者で、国際業務を行うもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれのある局を運用するものにこの憲章、条約及び業務規則を遵守させるため、必要な措置をとる義務を負う。

第七条 連合の組織

連合は、次のものから成る。

- (a) 全権委員会議(連合の最高機関)
- (b) 理事会(全権委員会議の代理者として行動する。)
- (c) 世界国際電気通信会議
- (d) 無線通信部門(世界無線通信会議、地域無線通信会議、無線通信総会及び無線通信規則委員会を含む。)
- (e) 電気通信標準化部門(世界電気通信標準化総会を含む。)
- (f) 電気通信開発部門(世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議を含む。)
- (g) 事務総局

第八条 全権委員会議

- 1 全権委員会議は、構成国を代表する代表団で構成する。同会議は、四年ご

とに招集する。

2 構成国の提案に基づき、かつ、理事会の報告を考慮して、全権委員会議は、次のことを行う。

- (a) 第一条に定める連合の目的を達成するための一般方針を決定すること。
- (b) 前回の全権委員会議の後の連合の活動並びに連合の戦略的な政策及び計画に関する理事会の報告を審議すること。
- (c) 第五〇号に規定する報告に基づいて行われた決定を考慮して、連合の戦略計画及び予算の基準を定め、並びに次回の全権委員会議までの期間における連合の活動に関連するすべての事項を検討の上、当該期間について、連合の会計上の限度額を定めること。
- (d) 第一六一 D 号から第一六一 G 号までに定める手続を使用し、構成国が通知する分担等級に基づいて、次回の全権委員会議までの期間における分担単位数の総数を定めること。
- (d) 連合の職員編成に関するすべての一般的指示を作成し、また、必要な場合には、連合のすべての職員の基準俸給、俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。
- (e) 連合の会計計算書を審査し、必要な場合には、最終的に承認すること。
- (f) 理事会を構成する構成国を選出すること。
- (g) 連合の役員として、事務総局長、事務総局次長及び各部門の局長を選出すること。
- (h) 無線通信規則委員会の委員を選出すること。
- (i) 必要な場合には、第五十五条の規定及び条約の関連規定にそれぞれ従って、構成国が提出したこの憲章及び条約の改正案を検討し及び採択すること。
- (j) 連合と他の国際機関との間の協定を必要に応じて締結し又は改正し、並びに理事会が連合を代表してこれらの国際機関と締結した暫定的協定を審査し、及びこれに関して適当と認める措置をとること。
- (j の 2) 連合の会議、総会及び会合の一般規則を採択し及び改正すること。
- (k) その他必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。

3 例外として、次のいずれかの場合には、通常的全権委員会議から通常的全権委員会議までの間に、特定の問題を処理するために限定された議事日程により、臨時的全権委員会議を招集することができる。

- (a) 先立って開催された通常的全権委員会議が決定する場合
- (b) 構成国の三分の二以上が事務総局長に対して個別に請求する場合
- (c) 構成国の少なくとも三分の二の同意を得て理事会が提案する場合

第九条 選挙及び関係事項に関する原則

- 1 全権委員会議は、第五四号から第五六号までに規定する選挙を行うに当たり、次のことを確保する。
 - (a) 理事会の議席が世界のすべての地域に衡平に配分されることの必要性に妥当な考慮を払い、理事会の構成員を選出すること。
 - (b) 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、それぞれ、構成国が指名する自国民である候補者のうちから選出され、かつ、異なる構成国の国民とするものとし、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間における衡平な地理的配分について妥当な考慮を払うこと。全権委員会議は、さらに、第一五四号に定める原則についても妥当な考慮を払うべきである。
 - (c) 無線通信規則委員会の委員を構成国が指名する自国民である候補者のうちから個人の資格で選出すること。各構成国は、候補者を一人に限り指名することができる。無線通信規則委員会の委員は、無線通信局長と同一の構成国の国民であってはならず、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間における衡平な地理的配分及び第九三号に定める原則について妥当な考慮を払うべきである。
- 2 就任、空席及び再選資格に関する規定については、条約で定める。

第十条 理事会

- 1
 - (1) 理事会は、第六一号の規定に従って全権委員会議が選出した構成国で構成する。
 - (2) 理事会の各構成員は、理事会に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によって補佐されることができる。
- 2 削除
- 3 全権委員会議から全権委員会議までの間においては、理事会は、連合の指導的機関として、全権委員会議が委任した権限の範囲内で、同会議の代理者として行動する。
- 4
 - (1) 理事会は、構成国がこの憲章、条約、業務規則、全権委員会議の決定並びに必要な場合には連合の他の会議及び会合の決定を実施することを容易にするための適当なすべての措置をとるものとし、また、全権委員会議が課するその他のすべての任務を行う。
 - (2) 理事会は、連合の政策の方向及び戦略が電気通信を取り巻く環境の変化に完全に適合するようにするため、全権委員会議の一般的指示に従って電気通信政策の広範な問題を検討する。

- (2の2) 理事会は、連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関し、その会計上の影響を含めた報告を作成するものとし、このために、第七四A号の規定に基づいて事務総局長が作成する具体的な資料を使用する。
- (3) 理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保し、並びに事務総局及び三部門に対する効果的な会計上の監督を行う。
- (4) 理事会は、連合の目的に従い、連合が有するすべての手段(連合による国際連合の適当な計画への参加を含む。)により、開発途上国における電気通信の発展に貢献する。

第十一条 事務総局

1

- (1) 事務総局は、事務総局長が統括する。事務総局長は、一人の事務総局次長によって補佐される。
事務総局長は、連合の法律上の代表者として行動する。
 - (2) 事務総局長の任務は、条約で定める。さらに、事務総局長は、次のことを行う。
 - (a) 調整委員会の援助の下に、連合の活動を調整すること。
 - (b) 調整委員会の援助の下に連合の戦略的な政策及び計画に関する報告の作成に必要な具体的な資料を作成し、その資料を構成国及び部門構成員に提供し、並びに当該計画の実施を調整すること。構成国及び部門構成員が検討を行うために全権委員会議の前に開催される理事会の直近二回の通常会期中に、この報告を送付すること。
 - (c) 連合の資源の経済的な活用のために必要なすべての措置をとり、連合の活動の事務上及び会計上の事項の全体につき理事会に対して責任を負うこと。
 - (3) 事務総局長は、第四十二条の規定に基づき作成された特別取極の寄託者として行動することができる。
- 2 事務総局次長は、事務総局長に対して責任を負う。事務総局次長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、事務総局長から委任される特定の任務を行う。事務総局長が不在のときは、事務総局次長が事務総局長の職務を行う。

第二章 無線通信部門

第十二条 任務及び組織

1

- (1) 無線通信部門は、開発途上国の特別な関心事に留意し、次に定めるところにより、第一条に定める無線通信に関する連合の目的を達成することを

任務とする。

第四十四条の規定に従うことを条件として、対地静止衛星軌道その他の衛星軌道を使用する無線通信業務を含むすべての無線通信業務が無線周波数スペクトルを合理的、公平、効果的かつ経済的に使用することを確保すること。

周波数の範囲を問わず研究を行い、無線通信に関する勧告を採択すること。

- (2) 無線通信部門及び電気通信標準化部門の双方に関係がある問題に関しては、両部門の正確な権限について、条約の関連規定に従い、緊密な協力により、常に再検討しなければならない。無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の間においては、緊密な調整を確保しなければならない。
- 2 無線通信部門の運営は、次のものによって行う。
 - (a) 世界無線通信会議及び地域無線通信会議
 - (b) 無線通信規則委員会
 - (c) 無線通信総会
 - (d) 研究委員会
 - (dの2) 無線通信諮問委員会
 - (e) 無線通信局(選出された局長が統括する。)
- 3 無線通信部門の構成員は、次のとおりとする。
 - (a) すべての構成国の主管庁(権利として構成員となる。)
 - (b) 条約の関連規定により部門構成員となる団体又は機関

第十三条 無線通信会議及び無線通信総会

- 1 世界無線通信会議は、無線通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正を行い、及びその他世界的性質を有する問題(同会議の権限内のものであり、かつ、その議事日程に関するものに限る。)を取り扱うことができる。同会議のその他の任務は、条約で定める。
- 2 世界無線通信会議は、通常三年から四年までの間のいずれかの期間ごとに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同会議を招集しないこと又は追加的に招集することができる。
- 3 無線通信総会は、同様に、通常三年から四年までの間のいずれかの期間ごとに招集するものとし、無線通信部門の能率を向上させるため、場所及び期日について世界無線通信会議と連携することができる。無線通信総会は、世界無線通信会議の討議に必要な技術的基礎を確立し、及び同会議のすべての要請に応ずる。同総会の任務は、条約で定める。

- 4 世界無線通信会議、無線通信総会及び地域無線通信会議の決定は、いかなる場合にも、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。また、無線通信総会及び地域無線通信会議の決定は、いかなる場合にも、無線通信規則の規定に適合するものでなければならない。世界無線通信会議、無線通信総会及び地域無線通信会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならず、また、全権委員会議の定めた会計上の限度額を超える支出をもたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

第十四条 無線通信規則委員会

- 1 無線通信規則委員会は、無線通信の分野において十分な能力を有し、かつ、周波数の割当て及び使用について実務上の経験を有する選出された委員で構成する。各委員は、世界の特定の地域の地理的、経済的及び人口的事情に精通していなければならない。委員は、独立して、また、非常勤で、連合のために自己の職務を行う。
- 2 無線通信規則委員会は、構成国の総数の六パーセントに相当する数又は十二のいずれか多い方を超えない数の委員で構成する。
- 2 無線通信規則委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (a) 無線通信規則及び権限のある無線通信会議の決定に適合した手続規則（技術基準を含む。）を承認すること。この手続規則は、無線通信局長及び無線通信局が構成国の行う周波数割当てを登録するために無線通信規則を適用するに当たって使用する。この手続規則は、透明性のある方法で作成する。主管庁は、この手続規則に対して意見を付することができ、意見の相違が継続する場合には、その問題は、次の世界無線通信会議に提出する。
 - (b) 第九五号の手続規則の適用によって解決することができないその他の問題を検討すること。
 - (c) 第七八号に規定する周波数の割当て及び使用に関して、無線通信規則に定める手続に従い、権限のある会議が定め、又はこの会議の準備若しくはその決定の実施のために構成国の過半数の同意を得て理事会が定めるすべての追加の任務を行うこと。
- 3
 - (1) 無線通信規則委員会の委員は、その所属国又は一地域を代表する者としてではなく、国際的な公的責任を有する者として、同委員会における職務を行う。同委員会の各委員は、特に、自国の主管庁に直接関係する決定に参加することを差し控えなければならない。

- (2) 無線通信規則委員会の委員は、連合のために自己の職務を行うことに関し、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機関若しくは人からも指示を求め又は受けてはならない。同委員会の委員は、第九八号に定める委員としての地位と両立しないおそれのあるいかなる措置をとることも、また、そのようなおそれのあるいかなる決定に関与することも差し控えなければならない。
- (3) 構成国及び部門構成員は、無線通信規則委員会の委員の職務の専ら国際的な性質を尊重しなければならない。また、これらの委員に対し、同委員会における職務の遂行について影響を及ぼそうとすることを差し控えなければならない。
- 4 無線通信規則委員会の運営方法は、条約で定める。

第十五条 無線通信研究委員会及び無線通信諮問委員会

無線通信研究委員会及び無線通信諮問委員会のそれぞれの任務は、条約で定める。

第十六条 無線通信局

無線通信局長の任務は、条約で定める。

第三章 電気通信標準化部門

第十七条 任務及び組織

1

- (1) 電気通信標準化部門は、開発途上国の特別な関心事に留意し、電気通信を世界的規模で標準化するため、技術、運用及び料金の問題についての研究を行うこと並びにこれらの問題に関する勧告を採択することにより、第一条に定める電気通信の標準化に関する連合の目的を十分に達成することを任務とする。
- (2) 電気通信標準化部門及び無線通信部門の双方に関係がある問題に関しては、両部門の正確な権限について、条約の関連規定に従い、緊密な協力により、常に再検討しなければならない。無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の間においては、緊密な調整を確保しなければならない。
- 2 電気通信標準化部門の運営は、次のものによって行う。
- (a) 世界電気通信標準化総会
- (b) 電気通信標準化研究委員会
- (bの2) 電気通信標準化諮問委員会

- (c) 電気通信標準化局(選出された局長が統括する。)
- 3 電気通信標準化部門の構成員は、次のとおりとする。
 - (a) すべての構成国の主管庁(権利として構成員となる。)
 - (b) 条約の関連規定により部門構成員となる団体又は機関

第十八条 世界電気通信標準化総会

- 1 世界電気通信標準化総会の任務は、条約で定める。
- 2 世界電気通信標準化総会は、四年ごとに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同総会を追加的に開催することができる。
- 3 世界電気通信標準化総会の決定は、いかなる場合にも、この憲章、条約及び業務規則の規定に適合するものでなければならない。同総会は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならず、また、全権委員会議の定めた会計上の限度額を超える支出をもたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

第十九条 電気通信標準化研究委員会及び電気通信標準化諮問委員会

電気通信標準化研究委員会及び電気通信標準化諮問委員会のそれぞれの任務は、条約で定める。

第二十条 電気通信標準化局

電気通信標準化局長の任務は、条約で定める。

第四章 電気通信開発部門

第二十一条 任務及び組織

1

- (1) 電気通信開発部門は、第一条に定める連合の目的を達成することを任務とする。同部門は、また、技術協力及び技術援助のための活動を行い、組織し及び調整することにより電気通信の開発を促進し及び向上させるため、国際連合の専門機関としての及び国際連合の開発のための体制その他の資金供与のための制度の下で事業を実施するための執行機関としての連合の二重の責任を、特定の権限の範囲内で、遂行することを任務とする。
 - (2) 無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の活動で、開発に係る事項に関するものについては、この憲章の関連規定に従い、緊密な協力の対象とする。
- 2 第一一八号及び第一一九号の規定の範囲内において、電気通信開発部門の具体的な任務は、次のとおりとする。

- (a) 経済的及び社会的発展のための国内計画における電気通信の重要な役割について決定権者の関心を高めること並びに政策及び体制に関する可能な選択肢について情報及び助言を提供すること。
- (b) 他の関係機関の活動を考慮して、人的資源の開発、計画の立案、経営管理、資源の移動及び研究開発の能力を強化することにより、特に協力関係を通じて電気通信網及び電気通信業務(特に開発途上国におけるもの)の開発、拡充及び運用を奨励すること。
- (c) 地域的な電気通信機関並びに世界的及び地域的な開発金融機関との協力により、電気通信開発部門の開発計画に含まれている事業の良好な実施を確保するため当該事業の進捗状況を注視しつつ、電気通信の発展を促進すること。
- (d) 電気通信の分野において開発途上国に対して援助を与えるため、優先的かつ有利な信用枠の形成を奨励すること並びに国際的及び地域的な金融機関及び開発機関と協力することによって、資源の移動を促進すること。
- (e) 先進国における電気通信網の発展及び変用を考慮して、開発途上国への適当な技術の移転を促進する計画を推進し及び調整すること。
- (f) 開発途上国における電気通信の開発への産業の参加を奨励し、並びに適当な技術の選択及び移転に関する助言を与えること。
- (g) 技術、経済、財政、経営管理、規制及び政策に関する事項について、必要に応じ、助言を与え又は研究を行い若しくは支援すること。その研究は、電気通信の分野における特定の事業に関するものを含む。
- (h) 電気通信業務の提供を目的として国際的及び地域的な電気通信網を開発することについての調整を円滑にするため、そのような電気通信網に関する総合的な計画の立案に当たり、その他の部門、事務総局その他の関係機関と協力すること。
- (i) 第一二一号から第一二八号までに定める任務の遂行に当たり、後発開発途上国のニーズに特別の注意を払うこと。

3 電気通信開発部門の運営は、次のものによって行う。

- (a) 世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議
- (b) 電気通信開発研究委員会
- (bの2) 電気通信開発諮問委員会
- (c) 電気通信開発局(選出された局長が統括する。)

4 電気通信開発部門の構成員は、次のとおりとする。

- (a) すべての構成国の主管庁(権利として構成員となる。)
- (b) 条約の関連規定により部門構成員となる団体又は機関

第二十二條 電気通信開発会議

- 1 電気通信開発会議は、電気通信の開発に関係がある問題、事業及び計画を検討するため並びに電気通信開発局に対して指針を与えるための討議の場とする。
- 2 電気通信開発会議は、次のものから成る。
 - (a) 世界電気通信開発会議
 - (b) 地域電気通信開発会議
- 3 全権委員会議から全権委員会議までの間において、世界電気通信開発会議並びに、資力及び優先度に応じて、地域電気通信開発会議を開催する。
- 4 電気通信開発会議は、最終文書を作成しないものとする。同会議の結論は、決議、決定、勧告又は報告の形式によるものとし、いかなる場合にも、この憲章、条約及び業務規則の規定に適合するものでなければならない。同会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならない。また、全権委員会議の定めた会計上の限度額を超える支出をもたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。
- 5 電気通信開発会議の任務は、条約で定める。

第二十三條 電気通信開発研究委員会及び電気通信開発諮問委員会

電気通信開発研究委員会及び電気通信開発諮問委員会のそれぞれの任務は、条約で定める。

第二十四條 電気通信開発局

電気通信開発局長の任務は、条約で定める。

第四章のA 各部門の作業の方法

無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び世界電気通信開発会議は、それぞれの部門の活動を管理するための作業の方法及び手続を定め及び採択することができる。これらの作業の方法及び手続は、この憲章、条約及び業務規則、特に条約第二四六D号から第二四六H号までの規定に適合するものでなければならない。

第五章 連合の運営に関するその他の規定

第二十五條 世界国際電気通信会議

- 1 世界国際電気通信会議は、国際電気通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正を行い、及びその他世界的性質を有する問題(同会議の権限内のもの又はその議事日程に関するものに限る。)を取り扱うことができる。

- 2 世界国際電気通信会議の決定は、いかなる場合にも、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。同会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならない。また、全権委員会議の定めた会計上の限度額を超える支出をもたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

第二十六条 調整委員会

- 1 調整委員会は、事務総局長、事務総局次長及び三部門の局長で構成する。同委員会は、事務総局長が議長となり、事務総局長が不在のときは、事務総局次長が議長となる。
- 2 調整委員会は、事務総局長に助言を与え、並びに事務、会計、情報システム及び技術協力に関する事項で特定の部門又は事務総局の専属的な権限内にはないすべてのもの並びに対外関係及び広報の分野のすべての事項について事務総局長に実務上の援助を与える内部の運営組織としての任務を行う。同委員会がこれらの事項を検討する場合には、この憲章及び条約の規定、理事会の決定並びに連合全体の利益を十分に考慮する。

第二十七条 連合の役員及び職員

- 1
 - (1) 連合の役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府又は連合外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。連合の役員及び職員は、国際公務員としての地位と両立しないいかなる行動も差し控えなければならない。
 - (2) 構成国及び部門構成員は、連合の役員及び職員の職務の専ら国際的な性質を尊重しなければならない。また、これらの者に対し、その職務の遂行について影響を及ぼそうとすることを差し控えなければならない。
 - (3) 連合の役員及び職員は、その職務外において、方法のいかんを問わず、電気通信に関係があるいかなる企業にも参加してはならず、また、これと金銭的關係を有してはならない。もっとも、「金銭的關係」という語は、従前の雇用又は勤務に基づく退職年金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。
 - (4) 構成国は、連合の能率的な運営を確保するため、自国民が事務総局長、事務総局次長又は局長に選出された場合には、全権委員会議から全権委員会議までの間にその者を召還することをできる限り差し控えなければならない。
- 2 職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び

誠実性を有する職員の勤務を連合のために確保することの必要性に最大の考慮を払わなければならない、また、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても妥当な考慮を払わなければならない。

第二十八条 連合の会計

1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。

- (a) 理事会
- (b) 事務総局及び連合の各部門
- (c) 全権委員会議及び世界国際電気通信会議

2 連合の経費は、次のものをもって充てる。

- (a) 構成国及び部門構成員の分担金
- (b) 条約又は財政規則に定めるその他の収入

2の二 各構成国及び各部門構成員は、第一六〇号から第一六一 I 号までの規定に従って選定した分担等級の単位数に相当する金額を支払う。

2の三 第四三号の地域無線通信会議の経費の負担は、次のように行う。

- (a) 関係地域のすべての構成国がその分担等級に従って負担する。
- (b) 当該会議に参加したその他の地域の構成国がその分担等級に従って負担する。
- (c) 許可された部門構成員及び他の機関であって、条約に従って当該会議に参加したものが負担する。

3

- (1) 構成国及び部門構成員は、連合の経費を負担するための分担等級を任意に選定する。
- (2) 構成国による分担等級の選定は、条約に定める分担等級表及び条件並びに次に定める手続に従って、全権委員会議において行う。
- (2の2) 部門構成員による分担等級の選定は、条約に定める分担等級表及び条件並びに次に定める手続に従って行う。

3の二

- (1) 理事会は、全権委員会議の直前の会期において、会計に関し当該全権委員会議が取り扱う期間の財政計画案及び分担単位の総数に基づき、分担単位の暫定的な額を定める。
- (2) 事務総局長は、構成国及び部門構成員に対し第一六一B号の規定に基づき定められた分担単位の暫定的な額を通知するものとし、また、構成国に対し自国が暫定的に選定した分担等級を全権委員会議の開始の日の遅くとも四週間前に通知するよう要請する。
- (3) 全権委員会議は、その最初の週に、構成国が事務総局長に通知した分担

等級の変更及び変更されない分担等級を考慮して、第一六一 B 号及び第一六一 C 号の規定に基づき事務総局長がとる手続に従って、分担単位の暫定的な限度額を定める。

- (4) 全権委員会議は、修正された財政計画案を考慮して、できる限り速やかに分担単位の額の最終的な限度額を定め、及び構成国が、事務総局長の要請により、最終的に選定した分担等級を通知する期日を、遅くとも全権委員会議が終了する日の属する週の月曜日までのいずれかの日に定める。
- (5) 全権委員会議が定める日まで^に事務総局長に自国の決定を通知しない構成国は、従前に選定した分担等級を維持する。
- (6) 全権委員会議は、さらに、構成国が選定した最終的な分担等級及び財政計画の承認の日における部門構成員の分担等級に応じた分担単位の総数に基づき、最終的な財政計画を承認する。

3の三

- (1) 事務総局長は、部門構成員に対し、分担単位の額の最終的な限度額を通知するものとし、また、全権委員会議の閉会の日から三箇月以内に、当該部門構成員が選定した分担等級を通知するよう要請する。
- (2) この三箇月の期間内に事務総局長に自己の決定を通知しない部門構成員は、従前に選定した分担等級を維持する。
- (3) 全権委員会議が採択した分担等級表の改正は、次回の全権委員会議中における分担等級の選定について適用する。
- (4) 構成国及び部門構成員が選定した分担等級は、全権委員会議の後の最初の二年予算から適用する。

4 削除

- 5 構成国は、分担等級を選定するに当たって、分担等級を二段階を超えて減少させてはならず、また、理事会は、全権委員会議から全権委員会議までの間においてその減少を漸進的に実施する方法について構成国に通知する。ただし、国際的な救援計画の発動を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、構成国がその分担単位数を減少させることを要求し、かつ、当初に選定した分担等級における分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、全権委員会議は、分担単位数の二段階を超える減少を承認することができる。

- 5の二 国際的な救援計画の発動を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、構成国がその分担単位数を減少させることを要求し、かつ、当初に選定した分担等級における分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、理事会は、これを承認することができる。

- 5の三 構成国及び部門構成員は、既に選定した等級よりも高い分担等級をい

つでも選定することができる。

6 削除

7 削除

8 構成国及び部門構成員は、理事会が決定した二年予算に基づいて、かつ、理事会が採択することができる調整額を考慮に入れて計算した毎年の分担金額を前払する。

9 連合に対する支払が延滞している構成国は、その延滞している額が直前の二年度について当該構成国の支払うべき分担金の額以上であるときは、第二七号及び第二八号に定める投票の権利を失う。

10 部門構成員及び他の国際機関の分担金に関する具体的な規定は、条約で定める。

第二十九条 言語

1

(1) 連合の公用語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

(2) 第一七一号に定める言語は、全権委員会議の関連決定に従い、連合における文書の作成及び公表(その作成及び公表は、各言語による文書が形式及び内容において同様となるように行う。)のため、並びに連合の会議中及び会合中における相互間の通訳のために、使用する。

(3) 矛盾又は紛議がある場合には、フランス文による。

2 会議又は会合のすべての参加者が同意するときは、討議は、第一七一号に定める言語よりも少ない数の言語により行うことができる。

第三十条 連合の所在地

連合の所在地は、ジュネーブとする。

第三十一条 連合の法律上の能力

連合は、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を各構成国の領域において享有する。

第三十二条 連合の会議、総会及び会合の一般規則

1 全権委員会議が採択する連合の会議、総会及び会合の一般規則は、連合の会議及び総会の準備、連合の会議、総会及び会合の業務の組織及び討論の方法並びに理事会の構成員、事務総局長、事務総局次長、各部門の局長及び無線通信規則委員会委員の選挙について適用する。

- 2 会議、総会及び理事会は、連合の会議、総会及び会合の一般規則の第二章を補足するために不可欠と認める規則を採択することができる。もっとも、このような補足的規則は、この憲章、条約及び当該一般規則の第二章に抵触するものであってはならない。会議又は総会が採択した補足的規則は、会議又は総会の文書として公表する。

第六章 電気通信に関する一般規定

第三十三条 国際電気通信業務を利用する公衆の権利

構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。各種類の通信において、業務、料金及び保障は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。

第三十四条 電気通信の停止

- 1 構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を害すると認められる場合は、この限りでない。
- 2 構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切斷する権利を留保する。

第三十五条 業務の停止

構成国は、国際電気通信業務を全般的に、又は一定の関係若しくは通信の一定の種類(発信、着信又は中継)に限って、停止する権利を留保する。この場合には、停止する旨を事務総局長を経由して直ちに他の構成国に通知する。

第三十六条 責任

構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。

第三十七条 電気通信の秘密

- 1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。
- 2 もっとも、構成国は、国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施を確保するため、国際通信に関し、権限のある当局に通報する権利を留

保する。

第三十八条 電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護

- 1 構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。
- 2 第一八六号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくようにしなければならない。
- 3 構成国は、その管轄の範囲内において、第一八六号の通信路及び設備を保護する。
- 4 すべての構成国は、特別の取極による別段の定めがある場合を除くほか、その管理の範囲内にある国際電気通信回線の部分の維持を確保するために有用な措置をとる。

構成国は、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が他の構成国の管轄内にある電気通信設備の運用を混乱させることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

第三十九条 違反の通報

構成国は、第六条の規定の適用を容易にするため、この憲章、条約及び業務規則に対する違反に関し、相互に通報し、必要な場合には、援助することを約束する。

第四十条 人命の安全に関する電気通信の優先順位

国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

第四十一条 官用電気通信の優先順位

前条及び第四十六条の規定に従うことを条件として、官用電気通信(附属書第一〇一四号参照)は、当事者が特に請求したときは、可能な範囲で、他の電気通信に対して優先順位を有する。

第四十二条 特別取極

構成国は、構成国全体には関係しない電気通信の問題について特別取極を締結する権能を、自国のため並びに認められた事業体及び正当に許可されたその

他の事業者のために留保する。ただし、特別取極は、その実施によって、他の構成国の無線通信業務に生じさせ得る有害な混信に関して及び、一般に、他の構成国のその他の電気通信業務の運用に生じさせ得る技術的な支障に関しては、この憲章、条約及び業務規則に抵触してはならない。

第四十三条 地域的会議、地域的取極及び地域的機関

構成国は、地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域的会議を開催し、地域的取極を締結し、及び地域的機関を設置する権利を留保する。地域的取極は、この憲章又は条約に抵触してはならない。

第七章 無線通信に関する特別規定

第四十四条 無線周波数スペクトルの使用及び対地静止衛星軌道その他の衛星軌道の使用

- 1 構成国は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。
- 2 構成国は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、無線周波数及び関連する軌道(対地静止衛星軌道を含む。)が有限な天然資源であることに留意するものとし、また、これらを各国又はその集団が公平に使用することができるように、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の地理的事情を考慮して、無線通信規則に従って合理的、効果的かつ経済的に使用しなければならないことに留意する。

第四十五条 有害な混信

- 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- 2 各構成国は、認められた事業者その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に第一九七号の規定を遵守させることを約束する。
- 3 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第一九七号の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

第四十六条 遭難の呼出し及び通報

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的優位順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

第四十七条 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する自国の管轄の下にある局を探知し及び識別するために協力することを約束する。

第四十八条 国防機関の設備

- 1 構成国は、軍用無線設備について、完全な自由を保有する。
- 2 もっとも、第二〇二号の設備は、遭難の場合において行う救助に関する規定、有害な混信を防ぐためにとる措置に関する規定並びに使用する発射の型式及び周波数に関する業務規則の規定を、当該設備が行う業務の性質に従って、できる限り遵守しなければならない。
- 3 第二〇二号の設備は、また、公衆通信業務その他業務規則によって規律される業務に参加するときは、原則として、これらの業務に適用される規定に従わなければならない。

第八章 国際連合その他の国際機関及び非構成国との関係

第四十九条 国際連合との関係

国際連合と国際電気通信連合との関係は、これらの機関の間で締結された協定で定める。

第五十条 その他の国際機関との関係

連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、利害関係を有し又は関連する活動を行う国際機関と協力すべきである。

第五十一条 非構成国との関係

すべての構成国は、構成国でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、自国のため及び認められた事業者のために留保する。構成国でない国から発する電気通信が構成国によって受信されたときは、その通信は、伝送されなければならない。また、当該通信が構成国の通信路を経由する限り、この憲章、条約及び業務規則の義務的規定並びに通常料金の適用を受ける。

第九章 最終規定

第五十二条 批准、受諾又は承認

1 この憲章及び条約は、署名構成国により、自国の憲法上の規定に従って、単一の文書の形式で、同時に批准され、受諾され又は承認されなければならない。この文書は、できる限り速やかに事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、各文書の寄託を構成国に通報する。

2

(1) この憲章及び条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名構成国は、第二〇八号の規定に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託していない場合にも、第二五号から第二八号までの規定により構成国に与えられる権利を有する。

(2) この憲章及び条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後は、第二〇八号の規定に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託していない署名構成国は、これらの文書のうちいずれかのものを寄託しない限り、連合のいかなる会議、理事会のいかなる会期、連合の各部門のいかなる会合又はこの憲章及び条約に従い通信によって行われるいかなる協議においても、投票する資格を有しない。もっとも、この構成国の投票権以外の権利は、影響を受けない。

3 第五十八条の規定に従ってこの憲章及び条約が効力を生じた後は、批准書、受諾書又は承認書は、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。

第五十三条 加入

1 この憲章及び条約に署名しなかった構成国又は第二条の(b)若しくは(c)の適用を受けるその他の国は、当該その他の国については同条の規定に従うことを条件として、いつでもこの憲章及び条約に加入することができる。加入は、この憲章及び条約の双方を対象とする単一の文書の形式で同時に行う。

2 加入書は、事務総局長に寄託する。事務総局長は、加入書を受領したときは直ちにこれを構成国に通報し、その認証謄本を構成国に送付する。

3 第五十八条の規定に従ってこの憲章及び条約が効力を生じた後は、加入書は、別段の表示がない限り、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。

第五十四条 業務規則

1 第四条に規定する業務規則は、拘束力を有する国際的な文書であり、また、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。

2 前二条の規定に従って行うこの憲章及び条約の批准、受諾若しくは承認又はこれらの文書への加入は、権限のある世界会議がこの憲章及び条約の署名の日前に採択した業務規則に拘束されることについての同意をも含む。この

同意は、業務規則又はその改正の署名の際に付した留保が批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に維持されている限度において、当該留保を害するものではない。

第二一六号に規定する業務規則は、第八九号及び第一四六号の規定を適用して採択され、効力を生ずることがある改正に従うことを条件として、効力を有する。業務規則の一部改正又は全部改正は、その改正の効力発生前にその改正に拘束されることについて同意する旨を事務総局長に通告した構成国についてのみ、その改正に定める日に効力を生ずる。

構成国は、業務規則の一部改正又は全部改正に拘束されることについての同意を、その改正の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を事務総局長に寄託することにより、又はその改正に拘束されることについての同意を事務総局長に通告することによって表明する。

構成国は、また、次条又は条約第四十二条の規定に従って行うこの憲章又は条約の改正の批准、受諾若しくは承認又はこれらへの加入が、この憲章又は条約の改正の署名前に権限のある会議が採択した業務規則の一部改正又は全部改正に自国が拘束されることについての同意をも含む旨通告することができる。

第二一七 B 号に規定する通告は、構成国によるこの憲章又は条約の改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に行う。

業務規則の改正は、その改正に署名した構成国であって、第二一七 A 号及び第二一七 B 号の規定に従いその改正に拘束されることについての同意を事務総局長に通告しなかったものについては、その改正の効力発生の日から暫定的に適用する。ただし、当該構成国がその改正の署名の際に反対する場合は、この限りでない。

4 第二一七 D 号に規定する暫定的な適用は、構成国が業務規則の改正に拘束されることについての同意に関する決定を事務総局長に通告するときまで継続する。

削除

構成国が、業務規則の改正の効力発生の日から起算して三十六箇月の期間内に、その改正に拘束されることについての同意に関する決定を第二一八号の規定に基づいて事務総局長に通告しない場合には、当該構成国は、当該改正に拘束されることについて同意したものとみなす。

第二一七 D 号に規定する暫定的な適用又は拘束されることについての第二一 A 号に規定する同意は、業務規則の改正の署名の際に関係構成国が付した留保を害するものではない。関係構成国が、拘束されることについて第二一六 A 号、第二一七 A 号、第二一七 B 号及び第二一八号に規定する同意を事務総局長に通告する場合において、業務規則又はその改正の署名の際に付した留保を維

持するときは、当該同意は、当該留保を害するものではない。

7 事務総局長は、この条の規定により受領した通告を速やかに構成国に通報する。

第五十五条 この憲章の改正に関する規定

1 構成国は、この憲章の改正を提案することができる。その提案は、すべての構成国への送付及びすべての構成国による検討が十分な余裕をもって行われ得るように、全権委員会議の開会の日遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての構成国の情報のために公表する。

2 もっとも、第二二四号の規定に従って提出された改正案に対する修正案については、構成国又は全権委員会議におけるその代表団は、これをいつでも提出することができる。

3 全権委員会議の本会議においてこの憲章の改正案又はこれに対する修正案を審議する場合には、全権委員会議に派遣された代表団の二分の一を超える代表団が出席していなければならない。

4 この憲章の改正案に対する修正案及び改正案全体(修正されたものであるかないかを問わない。)は、採択されるためには、本会議において、全権委員会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の少なくとも三分の二によって承認されなければならない。

5 第二二四号から第二二七号までに特に規定する場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を適用する。

6 全権委員会議が採択したこの憲章のすべての改正は、全体として、かつ、単一の改正文書の形式で、当該全権委員会議が定めた日に、この憲章及び当該改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書をその日前に寄託した構成国の間において効力を生ずる。当該改正文書の一部のみの批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入は、認めない。

7 事務総局長は、改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託をすべての構成国に通報する。

8 改正文書の効力発生後に行われる第五十二条及び第五十三条の規定による批准、受諾、承認又は加入は、改正された憲章に対して行われるものとする。

9 事務総局長は、改正文書の効力発生後、国際連合憲章第百二条の規定により、当該改正文書を国際連合事務局に登録する。第二四一号の規定は、改正文書について準用する。

第五十六条 紛争の解決

- 1 構成国は、この憲章、条約又は業務規則の解釈又は適用に関する問題の紛争を、交渉によって、外交上の経路によって、国際紛争の解決のために締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続によって又は合意により定めることのできるその他の方法によって解決することができる。
- 2 第二三三号に定めるいずれの解決方法も採用されなかったときは、紛争当事者である構成国は、条約で定める手続に従って、紛争を仲裁に付することができる。
- 3 この憲章、条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書は、当該選択議定書の締約国である構成国の間において適用する。

第五十七条 この憲章及び条約の廃棄

- 1 この憲章及び条約を批准し、受諾し、承認し又はこれらに加入した構成国は、これらを廃棄する権利を有する。この憲章及び条約を廃棄する場合には、事務総局長にあてた通告により、単一の文書の形式で、同時に廃棄する。事務総局長は、その通告を受領したときは、これを他の構成国に通報する。
- 2 廃棄は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第五十八条 効力発生及び関係事項

- 1 追加全権委員会議(千九百九十二年ジュネーブ)によって採択されたこの憲章及び条約は、千九百九十四年七月一日に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託した構成国の間において効力を生ずる。
- 2 この憲章及び条約は、第二三八号に定める効力発生の日に、この憲章及び条約の締約国の間においては、ナイロビ国際電気通信条約(千九百八十二年)を廃止し、これに代わる。
- 3 連合の事務総局長は、国際連合憲章第百二条の規定により、この憲章及び条約を国際連合事務局に登録する。
- 4 英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語で作成されたこの憲章及び条約の原本は、連合に寄託保存する。事務総局長は、各署名構成国に対し、要請された言語により、認証謄本一通を送付する。
- 5 この憲章及び条約の各言語による条約文の間に矛盾がある場合には、フランス文による。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この国際電気通信連合憲章の原本及び国際電気通信連合条約の原本に署名した。

千九百九十二年十二月二十二日にジュネーブで作成した。

附属書 国際電気通信連合の憲章、条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

連合の文書の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

構成国 第二条の規定により国際電気通信連合の構成員と認められる国

部門構成員 条約第十九条の規定に従い部門の活動に参加することを承認された団体又は機関

主管庁 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則の義務を履行するためにとるべき措置について責任を有する政府の機関

有害な混信 無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反覆的に中断し若しくは妨害する混信

公衆通信 局が公衆の用に供されている事実により、局が伝送するために受信しなければならない電気通信

代表団 同一の構成国が派遣する代表及び場合により代表者、顧問、随員又は通訳の全体

各構成国は、任意にその代表団を構成するものとし、特に、条約の関連規定により承認された団体又は機関に属する者を、特に代表、顧問又は随員の資格で、代表団に含めることができる。

代表 全権委員会議に対して構成国の政府が派遣する者又は連合の他の会議若しくは会合において構成国の政府若しくは主管庁を代表する者

事業体 個人、団体、企業又は政府の施設で、国際電気通信業務を行うための電気通信設備又は国際電気通信業務に有害な混信を生じさせるおそれのある電気通信設備を運用するもの

認められた事業体 第一〇〇七号に定義する事業体のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する事業体で、その主たる事務所の所在地がある構成国によって、又は自国の領域において電気通信業務に関する設置及び運用を当該事業体に許可した構成国によって、第六条に定める義務を課されたもの

無線通信 電波による電気通信

放送業務 一般公衆によって直接に受信されるための発射を行う無線通信業務。放送業務は、音響のための発射、テレビジョンのための発射その他の形態の発射を含むことができる。

国際電気通信業務 異なった国に存在し又は属するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信の提供

電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、
信号、文言、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

電報 受取人に配達するため電信によって伝送することを意図した文言。この
用語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む。

官用電気通信 次のいずれかのものから発する電気通信又はその返信
元首

政府の長又は政府の一員である者

陸軍、海軍又は空軍の司令長官

外交官又は領事官

国際連合事務総長又は国際連合の主要機関の長

国際司法裁判所

私報 官用電報又は業務用電報以外の電報

電信 伝送された情報を受信と同時に画像記録の形式で記録するための電気通
信の形式。伝送された情報は、場合により、他の形式で提供すること又は将
来の使用のために記録することができる。

注 画像記録とは、情報の媒体であって、筆記され若しくは印刷された文言又
は静止影像を永久的な形式で記録するものであり、かつ、整理し及び検索す
ることができるものをいう。

電話 主として言語の形式で情報を交換するための電気通信の形式

○国際電気通信連合条約(平成七年一月十八日条約第三号)

第一章 連合の運営

第一節

第一条 全権委員会議

1

- (1) 全権委員会議は、国際電気通信連合憲章(以下「憲章」という。)第八条の関連規定により招集する。
- (2) 全権委員会議の正確な場所及び期日は、実行可能なときは前回の全権委員会議が定め、これが不可能なときは構成国の過半数の同意を得て理事会が定める。

2

- (1) 次回の全権委員会議の正確な場所及び期日又はこれらのいずれかは、次のいずれかの場合には、変更することができる。
 - (a) 構成国の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合
 - (b) 理事会が提案する場合
- (2) 第四号又は第五号のいずれの場合の変更も、構成国の過半数の同意を要する。

第二条 選挙及び関係事項

理事会

- 1 理事会の構成員として選出された構成国は、第一〇号から第一二号までに定めるところにより欠員が生じたものとされる場合を除くほか、新たな理事会が選出される日までその任務を行う。これらの構成国は、再選されることができる。

2

- (1) 全権委員会議から全権委員会議までの間において理事会に欠員が生じた場合には、同一の地域に属する構成国で、前回の投票において当選しなかったもののうち最大の投票数を得たものが、権利として理事会の構成員となる。
- (2) 何らかの理由により第八号に定める手続に従って理事会の欠員を満たすことができない場合には、理事会の議長は、関係地域の他の構成国に対し、一箇月の期間内に立候補するよう要請する。この期間が経過した後、理事会の議長は、構成国に対し、理事会の新たな構成員を選出するよう要請する。その選出は、通信による秘密投票によって行うものとし、第八号に規定する投票数を得ることを必要とする。その新たな構成員は、次回の権限

のある全権委員会議が新たな理事会の選挙を行うまでその地位にとどまる。

3 次のいずれかの場合には、理事会に欠員が生じたものとみなす。

(a) 理事会の構成員が理事会の連続する二の通常会期に代表者を出席させなかった場合

(b) 構成国が理事会の構成員としての地位を放棄した場合

役員

- 1 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、その選挙の際に全権委員会議が定める日に就任する。事務総局長、事務総局次長及び各局長は、通常、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、同一の職について一回に限り再選されることができる。再選は、任期が連続するか否かにかかわらず、二回目の任期を可能とするものに限るものとする。
- 2 事務総局長の職が空席となった場合には、事務総局次長がその後任者となり、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまる。このようにして事務総局次長が事務総局長の後任者となる場合には、事務総局次長の職は、同時に空席となるものとみなし、第一五号の規定が適用される。
- 3 事務総局次長の職が次回の全権委員会議の開会予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、理事会は、任期の残りの期間について、その後任者を任命する。
- 4 事務総局長及び事務総局次長の職が同時に空席となった場合には、各局長のうちその職にある期間の最も長い者が九十日を超えない期間事務総局長の職務を行う。理事会は、事務総局長を任命し、また、事務総局長及び事務総局次長の職が次回の全権委員会議の開会予定日前百八十日を超えて空席となる場合には、事務総局次長をも任命する。このようにして理事会が任命した者は、前任者の任期の残りの期間その職にとどまる。
- 5 不測の事情により局長の職が空席となった場合には、事務総局長は、その空席が生じた日の後の最初の通常会期において理事会が新たな局長を任命するまでの間、空席となった局長の職務の遂行を確保するために必要な措置をとる。このようにして任命された局長は、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまる。
- 6 理事会は、憲章第二十七条の関連規定に従うことを条件として、この条の関連規定に定める状態において事務総局長又は事務総局次長の職が空席となった場合には、この空席が通常会期の前九十日以内に生じたときは通常会期において、この条の関連規定に定める期間内に議長が理事会を招集したときはその会期において、これを補充する。
- 7 第一四号から第一八号までに定めるところにより任命された役員の任期は、その役員がその職に選出され又は再選されるための選挙における被選挙資格

に影響を及ぼすものではない。

無線通信規則委員会の委員

- 1 無線通信規則委員会の委員は、その選挙の際に全権委員会議が定める日に就任する。委員は、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、一回に限り再選されることができる。再選は、任期が連続するか否かにかかわらず、二回目の任期を可能とするものに限るものとする。
- 2 全権委員会議から全権委員会議までの間において、無線通信規則委員会の委員が辞職し又はその職を行うことができなくなった場合には、事務総局長は、無線通信局長と協議の上、関係地域に属する構成国に理事会の次回の会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、理事会の会期の前において又は理事会の会期から次回の全権委員会議までの間において九十日を超えて空席が生ずる場合には、関係構成国は、できる限り速やかに、かつ、九十日以内に、自国民である他の者を後任者として指名するものとし、この後任者は、場合に応じ、理事会又は次回の全権委員会議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。この後任者は、場合に応じ、理事会又は全権委員会議による選挙のための候補者として指名されることができる。
- 3 無線通信規則委員会の委員は、同委員会の会合に連続して三回欠席した場合には、その職務を行うことができなくなったものとみなす。事務総局長は、同委員会の議長及び委員並びに関係構成国と協議の上、同委員会に空席が生じている旨を宣言し、第二一号に定める措置をとる。

第三条 その他の会議及び総会

- 1 全権委員会議から全権委員会議までの間に、憲章の関連規定に従い、通常、次に掲げる連合の世界会議及び総会を招集する。
 - (a) 一回又は二回の世界無線通信会議
 - (b) 一回の世界電気通信標準化総会
 - (c) 一回の世界電気通信開発会議
 - (d) 一回又は二回の無線通信総会
- 2 全権委員会議から全権委員会議までの間に、例外として次の措置をとることができる。

追加の世界電気通信標準化総会を招集すること。
- 3 第二九号及び第三〇号に規定する措置は、次のいずれかの場合にとるものとする。
 - (a) 全権委員会議が決定する場合
 - (b) 先立って開催された関係部門の世界会議又は総会が勧告し、かつ、理事

会が承認する場合。無線通信総会については、その総会の勧告は、引き続き開催される世界無線通信会議が理事会に意見を提出するため、同会議に送付される。

- (c) 構成国の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合
 - (d) 理事会が提案する場合
- 4 地域無線通信会議は、次のいずれかの場合に招集する。
- (a) 全権委員会議が決定する場合
 - (b) 先立って開催された世界無線通信会議又は地域無線通信会議が勧告し、かつ、理事会が承認する場合
 - (c) 関係地域に属する構成国の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合
 - (d) 理事会が提案する場合

5

- (1) 世界会議、地域会議又は部門の総会の正確な場所及び期日は、全権委員会議が定めることができる。
- (2) 第四一号に定める決定が行われなかった場合には、世界会議又は部門の総会については構成国の過半数、地域会議については関係地域に属する構成国の過半数の同意を得て、理事会がこれらの会議の正確な場所及び期日を決める。いずれの会議についても、第四七号の規定を適用する。

6

- (1) 会議又は総会の正確な場所及び期日は、次のいずれかの場合には、変更することができる。
- (a) 世界会議又は部門の総会については構成国の少なくとも四分の一が、地域会議については関係地域に属する構成国の少なくとも四分の一が請求する場合。その請求は、事務総局長に対して個別に行うものとし、事務総局長は、承認を得るため、これを理事会に提出する。
- (b) 理事会が提案する場合
- (2) 第四四号及び第四五号に規定する場合には、提案された変更は、第四七号に定めるところに従い、世界会議又は部門の総会については構成国の過半数、地域会議については関係地域に属する構成国の過半数の同意を得ない限り、最終的に採択されない。

7 第四二号、第四六号、第一一八号、第一二三号及び第一三八号並びに連合の会議、総会及び会合の一般規則第二六号、第二八号、第二九号、第三一号及び第三六号の規定に係る協議において、理事会が定める期間内に回答しない構成国は、当該協議に参加しないものとみなし、したがって、過半数の計算においては、考慮に入れない。受領した回答の数が協議を受けた構成国の

数の二分の一を超えない場合には、新たな協議を行い、その結果は、投票総数のいかに問わず最終的なものとする。

8

- (1) 世界国際電気通信会議は、全権委員会議の決定により招集する。
- (2) 世界無線通信会議の招集、同会議の議事日程の採択及び同会議への参加の条件に関する規定は、適当な場合には、世界国際電気通信会議について準用する。

第二節

第四条 理事会

- 1 理事会の構成員の数は、四年ごとに開催される全権委員会議が決定する。
- 2 理事会の構成員の数は、構成国の総数の二十五パーセントを超えてはならない。
 - (1) 理事会は、連合の所在地において、毎年一回通常会期として会合する。
 - (2) 理事会は、通常会期中、例外として追加の会期を開催することを決定することができる。
 - (3) 通常会期から通常会期までの間において、理事会の構成員の過半数の請求があったとき又は第一八号に定めるところにより議長が発議したときは、議長は、原則として連合の所在地において、理事会を招集することができる。
- 3 理事会は、会期においてのみ決定を行う。会期中の理事会は、例外として、特別の問題を通信によって解決することを決定することができる。
- 4 理事会は、各通常会期の初めに、地域間の交替の原則を考慮して、理事会の構成員の代表者のうちからその議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、次回の通常会期の開会までその職にとどまるものとし、再選されることができない。議長が不在のときは、副議長がこれに代わる。
- 5 理事会の構成員により理事会に参加するために任命される者は、できる限り、当該構成員の電気通信主管庁の職員である者又は当該電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わって直接に責任を負う者とする。この者は、電気通信業務の経験がある適任者でなければならない。
- 6 理事会の構成員が国際連合開発計画の作成する一覧表において開発途上国に属する場合には、当該構成員の代表者が理事会の会期においてその職務を行うために要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。
- 8 事務総局長は、理事会の事務局長としての職務を行う。
- 9 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、権利として理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もっとも、理事会は、その構成員の代

表者のみに限定した会合を行うことができる。

9の二 理事会の構成員でない構成国は、事務総局長にあらかじめ通知した上で、一人のオブザーバーを理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に自らの費用で派遣することができる。オブザーバーは、その会合において投票権を有しない。

9の三 部門構成員は、理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に、オブザーバーとして、理事会の定める条件(当該オブザーバーの人数及びその任命の手續に関する条件を含む。)に従って出席することができる。

10 理事会は、全権委員会議が採択した戦略計画の実施に関し事務総局長が作成した報告を毎年審査し、この報告に関して適当と認める措置をとる。

10の二 理事会は、全権委員会議が採択した会計上の限度額を常に尊重しつつ、必要に応じ、業務計画の基礎となる戦略計画を検討し及び最新のものとするすることができるものとし、その旨を構成国及び部門構成員に通知することができる。

10の三 理事会は、その内部規則を定める。

11 理事会は、全権委員会議から全権委員会議までの間において、連合の総合的な運営及び管理を監督するものとし、特に次のことを行う。

(1) 憲章第七四 A 号に定めるところにより事務総局長が提供する戦略計画のための具体的な資料を受領し及びその資料について検討し、次回の全権委員会議の前に開催される理事会であって直近のものに一回先立つ理事会の通常会期において構成国、部門構成員及び各部門の諮問委員会からの意見を参考として新たな戦略計画案の作成を開始し、並びに当該全権委員会議の遅くとも四箇月前までに調整された新たな戦略計画案を作成すること。

(2) 連合の戦略計画及び財政計画並びに各部門及び事務総局の業務計画の作成に関する日程を定め、並びにこれらの計画の間に適切な相互関係を持たせること。

(1) 俸給、手当及び年金について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮して、連合の職員規則及び財政規則並びに必要と認めるその他の規則を承認し及び改正すること。

(2) 必要な場合には、次のことを行うこと。

(a) 専門職以上の職(選挙によって任命される職を除く。)の職員の基準俸給表を、共通制度中のこれらに相当する職の職員について国際連合の定める基準俸給表に一致させるように調整すること。

(b) 一般職の職員の基準俸給表を、連合の所在地について国際連合及び専門機関の適用する俸給表に一致させるように調整すること。

(c) 専門職以上の職(選挙によって任命される職を含む。)の勤務地手当を、

国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに依じて調整すること。

- (d) 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行われるすべての修正に応じて調整すること。
- (3) 連合の職員の衡平な地理的配分及び専門職以上の職において女性が代表されることを確保するために必要な決定を行い、並びに当該決定の実施について監督すること。
- (4) 事務総局及び連合の各部門の局の組織に関する主要な改革であって、憲章及びこの条約に適合するものについての提案が調整委員会による検討の後に事務総局長により付託された場合には、その提案について決定を行うこと。
- (5) 全権委員会議の一般的指示及び憲章第二十七条の関連規定を考慮して、連合の職、職員及び人的資源開発計画についての数年間にわたる総合計画を検討し及び決定し、並びに連合の職員編成(定員及び構成を含む。)に関する指針を与えること。
- (6) 必要な場合には、連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛金を同基金の規則及び細則に応じて調整し、並びに同基金における例に倣って、連合の職員保険基金の受給者に支払う物価騰貴手当を調整すること。
- (7) 憲章第五〇号の規定に係る全権委員会議の決定及び憲章第五一号の規定に従って同会議が定める会計上の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の期間に係る予算の見積書(第一〇一号の規定に基づき事務総局長が作成する会計報告に含める。)を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、連合の戦略計画において明らかにされる全権委員会議が確立した優先順位、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。理事会は、適当な場合には、全権委員会議の決議及び決定に従い、調整を行うために、収入及び支出の年次検討を行う。
- (8) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するために必要なすべての措置をとり、必要な場合には、次回の全権委員会議に提出するため、この会計計算書を承認すること。
- (9) 連合の会議又は総会の招集に必要な措置をとること並びに世界会議又は総会については構成国の過半数、地域会議については関係地域に属する構成国の過半数の同意を得て、これらの会議又は総会を準備し及び組織する

ために事務総局及び連合の各部門が行う技術的な援助その他の援助に関し、事務総局及び連合の各部門に適当な指示を与えること。

- (10) 第二八号の規定に係る必要な決定を行うこと。
- (11) 会議が採択した決定であって会計上の影響を伴うものの実施について決定を行うこと。
- (12) 憲章、この条約及び業務規則に定める範囲内で、連合の良好な運営に必要と認めるその他のすべての措置をとること。
- (13) 憲章、この条約及び業務規則に規定されておらず、かつ、次回の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、構成国の過半数の同意を得て、必要なすべての措置をとること。
- (14) 憲章の第四十九条及び第五十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、理事会は、連合を代表して、同条並びに条約の第二六九B号及び第二六九C号に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、憲章第八条の関連規定により次回の全権委員会に提出しなければならない。
- (15) 会期の後三十日以内に、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を構成国に送付すること。
- (16) 前回の全権委員会後の連合の活動に関する報告及び適当と認める勧告を全権委員会に提出すること。

第三節

第五条 事務総局

- 1 事務総局長は、次のことを行う。
 - (a) 連合の資源を総合的に管理すること。事務総局長は、必要な場合には調整委員会と協議した上で、この資源の一部の管理を事務総局次長及び各局長に委任することができる。
 - (b) 連合の資源の最も効果的かつ経済的な活用を確保するため、調整委員会の意見を考慮して、事務総局及び連合の各部門の活動を調整すること。
 - (c) 調整委員会の援助の下に、前回の全権委員会後の電気通信を取り巻く環境の変化を示す報告であって、連合の将来の政策及び戦略に関する勧告並びにその会計上の影響に対する評価を含むものを作成し、理事会に提出すること。
 - (cの2) 全権委員会が採択した戦略計画の実施について調整し、理事会による審査のため、その実施について年次報告を作成すること。
 - (d) 全権委員会が与える指示及び理事会が定める規則に従って、事務総局

の業務を組織し、及び事務総局の職員を任命すること。

- (dの2) 戦略計画に適合する事務総局の職員が行う活動の四年間の業務計画（全権委員会議が承認した財政計画を十分に考慮に入れた会計上の影響を含む。）であって、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、三部門のすべての諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。
- (e) 連合の各部門の局に関する事務的措置をとり、並びに関係局長による選考及び推薦に基づいて各局の職員を任命すること。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。
- (f) 国際連合及び専門機関の決定で共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを理事会に報告すること。
- (g) 理事会が採択する規則の適用を確保すること。
- (h) 連合に対して法律上の助言を与えること。
- (i) 事務的な管理の必要上、連合の職員の最も有効な活用を確保し及び共通制度の勤務条件をこれらの職員に適用するため、これらの職員の監督を行うこと。各局長を直接補佐するために任命される職員は、理事会の一般的な事務上の指示に従いつつ、事務総局長の事務上の権限の下に置かれるものとし、関係局長の直接の指揮の下に執務する。
- (j) 連合の全般的な利益のため、関係局長と協議の上、連合の本部における事務量の変動に応じて、職員を任命された職務とは別の職務に臨時に配置すること。
- (k) 関係局長と合意の上、各部門の会議及び会合のため、必要な事務上及び会計上の措置をとること。
- (l) 各部門の責務を考慮して、連合の会議の前後において事務局としての適当な事務を行うこと。
- (m) 地域的な協議の結果を考慮して、連合の会議、総会及び会合の一般規則第四九号に定める代表団の長の第一回会合のために勧告を作成すること。
- (n) 必要な場合には招請政府と協力して、連合の会議の事務局を設置し、及び、必要に応じて関係局長と協力して、必要と認める範囲で第九三号の規定に従って連合の職員を臨時に配置することにより、連合の会合の開催に必要な役務を提供すること。事務総局長は、請求があるときは、契約によって、電気通信に関するその他の会合の事務局を設置することができる。
- (o) 業務書類、公報その他の文書及び記録（事務総局及び各部門が作成したもの、連合に送付されたもの又は会議若しくは理事会が公表を請求するもの）を、適当な時期に公表し及び配布するため、必要な措置をとること。会議が公表を請求する業務書類その他の文書に関しては、理事会が、関係会議

と協議の上、公表する文書の一覧表を常時整備しておく。

- (p) 収集された情報又は利用することができる情報(他の国際機関から収集することができるものを含む。)により、電気通信に関する一般の情報及び資料の雑誌を定期的に刊行すること。
 - (q) 調整委員会と協議を行い、かつ、できる限りの節減を行った後、全権委員会議が定める会計上の限度額を考慮して、連合の経費を支弁するための二年予算の案を作成し、理事会に提出すること。その予算案は、連合の経費に基づく予算及び連合が達成すべき成果に基づく予算の情報 (事務総局長が与える予算上の指示に従って作成されるもの)を一括する総合的なものとし、二の様式から成る。一の様式は、分担単位当たりの増額を伴わない予算額を示し、他の様式は、全権委員会議が定めた限度内の増額を伴う予算額(予備勘定のための繰入れを行った後のもの)を示す。予算に関する決議は、理事会の承認を得た後、すべての構成国に情報として送付する。
 - (r) 調整委員会の援助の下に、財政規則に従い年次会計報告を作成し、理事会にこれを提出すること。審査及び最終的承認を受けるため、総括的な会計報告及び会計計算書を作成し、次回の全権委員会議に提出すること。
 - (s) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に関する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての構成国に送付すること。
 - (sの2) 憲章第七六A号に規定する特別取極を管理すること。その管理の費用は、当該取極の署名国と事務総局長との間で合意される方法で当該署名国が負担する。
 - (t) その他連合のすべての事務局の職務を行うこと。
 - (u) その他理事会が委任する職務を行うこと。
- 2 事務総局長又は事務総局次長は、連合の会議に顧問の資格で出席することができる。事務総局長又はその代理は、連合の他のすべての会合に顧問の資格で参加することができる。

第四節

第六条 調整委員会

1

- (1) 調整委員会は、憲章第二十六条及びこの条約の関連規定に定めるすべての事項について、事務総局長を補佐し、及び事務総局長に助言を与える。
- (2) 調整委員会は、連合が憲章の第四十九条及び第五十条に規定するすべての国際機関の会議に代表者を出席させることについて、これらの国際機関との調整を確保する。
- (3) 調整委員会は、連合の活動の結果を審査し、及び第八六号に規定する報

告(理事会に提出するもの)の作成について事務総局長を補佐する。

- 2 調整委員会は、全会一致の合意により結論に達するように努めなければならない。同委員会の議長は、同委員会の過半数の支持を得られない場合において、審議中の問題の解決が緊急を要し、理事会の次回の会期まで待つことができないと認めるときは、例外的に自らの責任で決定を行うことができる。この場合において、議長は、この問題について、当該決定を行った理由及び同委員会の他の構成員が書面により表明した意見を付して、理事会の構成員に書面で速やかに報告する。過半数の支持を得られなかった審議中の問題が緊急を要しないが重要である場合には、これを理事会の次回の会期で検討するために提出しなければならない。
- 3 議長は、少なくとも毎月一回調整委員会を招集する。同委員会は、また、必要な場合には、二の構成員の請求により、会合することができる。
- 4 調整委員会の業務に関して作成される報告は、構成国に提供されるものとする。

第五節 無線通信部門

第七条 世界無線通信会議

- 1 世界無線通信会議は、憲章第九〇号の規定により、特定の無線通信の問題を検討するために招集する。世界無線通信会議は、この条の関連規定に従って採択された議事日程に掲げる事項を取り扱う。
- 2
 - (1) 世界無線通信会議の議事日程には、次のものを含めることができる。
 - (a) 憲章第四条に規定する無線通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正
 - (b) その他世界的性質を有する問題で世界無線通信会議の権限内のもの
 - (c) 無線通信規則委員会及び無線通信局の活動についてこれらに与える指示及びこれら活動の審査に関する事項
 - (d) 無線通信総会及び無線通信研究委員会が研究しなければならない題材並びに同総会が将来の無線通信会議との関係において検討しなければならない問題の特定
 - (2) 世界無線通信会議の議事日程の大要は、会議の六年前から四年前までの間に定めるべきであり、また、その最終的な議事日程は、理事会が、第四七号に定めるところに従い、可能な場合には会議の二年前に、構成国の過半数の同意を得て定める。これら二の様式の議事日程を定めるに当たっては、第一二六号の規定に基づいて行われる世界無線通信会議の勧告を基礎とする。

- (3) 世界無線通信会議の議事日程には、全権委員会が議事日程に掲げること
を決定した問題を含める。

3

- (1) 世界無線通信会議の議事日程は、次のいずれかの場合には、変更する
ことができる。
 - (a) 構成国の少なくとも四分の一が請求する場合。その請求は、事務総局長
に対して個別に行うものとし、事務総局長は、承認を得るため、これを理
事会に提出する。
 - (b) 理事会が提案する場合
- (2) 世界無線通信会議の議事日程の変更の提案は、第四七号に定めるところ
に従い構成国の過半数の同意を得ない限り、最終的に採択されない。

4 世界無線通信会議は、また、次のことを行う。

- (1) 前回の世界無線通信会議の後の無線通信部門の活動に関する無線通信局
長の報告を審査し及び承認すること。
- (2) 将来の世界無線通信会議の議事日程に掲げるべき事項について理事会に
勧告を行い、少なくとも四年に一回招集される同会議の議事日程について
意見を表明し、及び同会議の会計上の影響を評価すること。
- (3) 場合に依じ、自己の決定に事務総局長及び連合の各部門に対する指示又
は要請を含めること。

5 無線通信総会又は関係する研究委員会の議長及び副議長は、連携する世界
無線通信会議に参加することができる。

第八条 無線通信総会

1 無線通信総会は、自己の定めた手続に従って採択した問題又は全権委員
会議その他の会議、理事会若しくは無線通信規則委員会が付託した問題につ
いて、勧告を検討し、必要な場合には、勧告を作成する。

1の二 無線通信総会は、憲章第一四五 A 号の規定に従い、無線通信部門の活
動の管理のための作業の方法及び手続を採択する権限を有する。

2 無線通信総会は、第一二九号の規定に関し、次のことを行う。

- (1) 無線通信研究委員会が第一五七号の規定に従って作成した報告を審査し、
この報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決し、及び無線通信諮問委員
会が第一六〇H号の規定に従って作成した報告を審査すること。
- (2) 連合の負担を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研
究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問
題の優先度及び緊急度並びにそれらの問題の研究を実施することによる会
計上の影響を評価し、並びにその研究を完了するための期間を定めること。

- (3) 第一三二号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。
 - (4) 開発途上国が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。
 - (5) 世界無線通信会議の要請に応じ、自己の権限内の事項について助言を与えること。
 - (6) 将来の無線通信会議の議事日程に掲げられる可能性がある事項に関する業務の進捗状況につき、次回の世界無線通信会議に報告すること。
 - (7) 他の部会を存続させ、廃止し又は設置する必要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命すること。
 - (8) 第一三六 A 号に規定する部会の付託事項を定めること。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。
- 3 無線通信総会においては、同総会が開催される国の政府が指名した者又は、同総会が連合の所在地において開催されるときは、同総会で選出された者が議長となる。議長は、同総会で選出された副議長によって補佐される。
 - 4 無線通信総会は、その権限内の特定の問題(無線通信規則に含まれる手続に関するものを除く。)を、その問題について必要とされる措置を示して無線通信諮問委員会に付託することができる。

第九条 地域無線通信会議

地域無線通信会議の議事日程には、地域的性質を有する特定の無線通信の問題(無線通信規則委員会及び無線通信局による関係地域に関する活動について同委員会及び同局に与える指示を含む。ただし、この指示は、他の地域の利益に反するものであってはならない。)のみを掲げることができる。同会議は、その議事日程に掲げる問題に限り、討議することができる。第一一八号から第一二三号までの規定は、関係地域の構成国の間において、地域無線通信会議について準用する。

第十条 無線通信規則委員会

- 2 無線通信規則委員会は、憲章第十四条に定める任務を行うほか、次のことを行う。
 - (1) 一又は二以上の関係主管庁の請求により、有害な混信の事案の調査に関する無線通信局長の報告を審査し、必要な勧告を作成すること。
 - (2) また、無線通信局から独立して、一又は二以上の関係主管庁の請求によ

り、周波数割当てに関し無線通信局が行った決定に対する不服申立てを審査すること。

- 3 無線通信規則委員会の委員は、顧問の資格で無線通信会議に参加する。この場合において、委員は、自国の代表団の一員としてこの会議に参加してはならない。
- 3の二 無線通信規則委員会が指名した二名の委員は、顧問の資格で全権委員会議及び無線通信総会に参加する。この場合において、同委員会が指名した二名の委員は、自国の代表団の一員としてこれらの会議又は総会に参加してはならない。
- 4 無線通信規則委員会の委員が連合の業務のための職務を行うに際して要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。
- 4の二 無線通信規則委員会の委員は、憲章及びこの条約に定める連合のための任務を遂行する間又は連合のための職務を行う間、構成国における国内法令又は他の適用される法令の関連規定に定めるところにより、当該構成国が連合の選出された役員に与えるものと同等の職務上の特権及び免除を享受する。このような職務上の特権及び免除は、連合の目的のために委員に与えられるものであって、委員個人の利益のために与えられるものではない。連合は、委員に与えられた免除について、その免除が司法の適正な運営に反するものであり、かつ、当該免除を放棄することが連合の利益を害しないと認めるときはいつでも、当該免除を放棄することができ、また、放棄しなければならない。
- 5 無線通信規則委員会の運営方法は、次のとおりとする。
 - (1) 委員は、議長及び副議長を互選する。議長及び副議長は、一年間その職務を行う。その後は毎年、副議長が議長の職を継ぎ、新たに副議長が選出される。議長及び副議長が不在のときは、委員は、臨時に、仮議長を互選する。
 - (2) 無線通信規則委員会は、通常一年に四回を限度として、五日以内の期間で、原則として連合の所在地において会合する。その会合には、少なくとも委員の三分の二が出席していなければならない。同委員会は、最新の通信手段により、その任務を行うことができる。ただし、検討される事項により同委員会が必要と認めるときは、同委員会は、会合の数を増加させることができる。また、例外的に会合を二週間以内の期間とすることができる。
 - (3) 無線通信規則委員会は、全会一致で決定を行うよう努めなければならない。全会一致が得られない場合には、決定は、委員の少なくとも三分の二が投票によって賛成の意思を表明した場合に限り、有効と認められる。各

委員は、一の票を有する。代理による投票は、認められない。

- (4) 無線通信規則委員会は、必要と認める内部規定を採択することができる。この内部規定は、憲章、この条約及び無線通信規則に適合するものとし、手続規則の一部として公表する。

第十一条 無線通信研究委員会

1 無線通信総会は、無線通信研究委員会を設置する。

2

- (1) 無線通信研究委員会は、無線通信総会が定めた手続に従って採択された問題を研究し、第二四六 A 号から第二四七号までに定める手続に従って採択される勧告の案を作成する。
- (2) 無線通信研究委員会は、また、世界無線通信会議の決議及び勧告において特定された題材を研究する。その研究の結果は、勧告又は第一五六号の規定に従って作成される報告に含める。
- (3) これらの問題及び題材の研究は、第一五八号の規定に従うことを条件として、主として、次に掲げるものを対象とする。
- (a) 地上無線通信及び宇宙無線通信における無線周波数スペクトルの使用並びに対地静止衛星軌道その他の衛星軌道の使用
 - (b) 無線システムの特性及び運用上の性能
 - (c) 無線通信の局の運用
 - (d) 遭難及び安全に関する事項における無線通信の側面
- (3) これらの研究は、原則として経済的な問題を扱わないものとするが、複数の技術的な又は運用上の解決方法の比較を前提とする場合には、経済的な要素を考慮に入れることができる。
- 3 無線通信研究委員会は、また、技術上、運用上及び手続上の問題に関する準備研究を行い、この準備研究は、世界無線通信会議及び地域無線通信会議による検討に付される。これらの研究委員会は、更に、無線通信総会が当該準備研究に関して採択した作業計画又は理事会の指示に従い、当該準備研究に関する報告を作成する。
- 4 各研究委員会は、無線通信総会のために、業務の進捗状況、第一四九号に定める協議の手続に従って採択された勧告及び同総会が検討しなければならない新たな勧告案又は勧告の修正案を示す報告を作成する。
- 5 無線通信部門及び電気通信標準化部門は、憲章第七九号の規定を考慮して、両部門が研究を行う問題の配分を合意により修正するため、第一五一号から第一五四号まで及び電気通信標準化部門に関する第一九三号に定める任務を常に再検討する。両部門は、緊密に協力して業務を行うものとし、適当な期

間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。そのような合意を得ることができなかった場合には、その問題は、決定を行うために、理事会を通じて全権委員会議に提出することができる。

- 6 無線通信研究委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国における地域的及び国際的な規模の電気通信の創設、拡充及び改善に直接関連する問題の研究及び勧告の作成に妥当な注意を払わなければならない。これらの研究委員会は、電気通信に関して連合が卓越した地位を維持することの必要性に留意して、無線通信に関係がある国内機関及び地域的機関その他の国際機関の業務に妥当な考慮を払いつつ自己の業務を行い、並びにそれらの機関と協力する。
- 7 無線通信部門の活動の検討を容易にするため、無線通信に関係がある他の機関並びに電気通信標準化部門及び電気通信開発部門との協力及び調整を奨励するための適当な措置がとられるべきである。これらの措置については、無線通信総会が具体的な責務、参加の条件及び実施のための規則を定める。

第十一条のA 無線通信諮問委員会

- 1 無線通信諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長に開放するものとし、無線通信局長を通じて行動する。
- 2 無線通信諮問委員会は、次のことを行う。
 - (1) 無線通信会議の準備、無線通信総会、研究委員会及び他の部会に関する優先順位、計画、運用、財政事項及び戦略並びに連合の会議、無線通信総会又は理事会が指定する特定の問題を検討すること。
 - (1の2) 業務計画に定める目標のうち無線通信局が達成しなかった又は達成することができなかったものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう無線通信局長に助言を与えること。
 - (2) 第一三二号の規定に基づいて作成する作業計画の実施に関する進捗状況を検討すること。
 - (3) 研究委員会の業務のための指針を提供すること。
 - (4) 他の標準化機関、電気通信標準化部門、電気通信開発部門及び事務総局との協力及び調整を促進するための措置を勧告すること。
 - (5) 無線通信総会が採用した運営方法に抵触しない運営方法を採用すること。
 - (6) 無線通信局長のため、これらの事項に関する措置を示す報告書を作成すること。

- (7) 無線通信総会のため、第一三七 A 号の規定に基づいて付託された問題について報告書を作成し、同総会に提出するため当該報告書を無線通信局長に送付すること。

第十二条 無線通信局

- 1 無線通信局長は、無線通信部門の業務を組織し及び調整する。無線通信局の任務は、無線通信規則に規定する任務によって補足される。
- 2 無線通信局長は、特に次のことを行う。
 - (1) 無線通信会議に関し、次のことを行うこと。
 - (a) 無線通信研究委員会、他の部会及び無線通信局の準備作業を調整し、その準備作業の結果を構成国及び部門構成員に通報し、構成国及び部門構成員の意見を取りまとめ、並びに総括的な報告を無線通信会議に提出すること。その報告には、規制の性質を有する提案を含めることができる。
 - (b) 無線通信会議、無線通信総会、無線通信研究委員会及び他の部会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。無線通信局長は、無線通信会議及び無線通信部門の会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。
 - (c) 無線通信会議の準備に関して、開発途上国に対して援助を与えること。
 - (2) 無線通信規則委員会に関し、次のことを行うこと。
 - (a) 手続規則案を作成し、承認を得るために無線通信規則委員会にこれを提出すること。この手続規則案には、特に、無線通信規則の適用に必要な計算の方法及びデータを含める。
 - (b) すべての構成国に無線通信規則委員会の手続規則を通知し、同規則に関して主管庁が提出した意見を取りまとめ、及びその意見を同委員会に提出すること。
 - (c) 無線通信規則の関連規定、地域的な合意及び関連する手続規則を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。
 - (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づく結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であって、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。
 - (e) 周波数割当て(必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。)の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際

周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの実際の使用状況を反映していない記載を関係主管庁の同意を得て、場合に応じ、修正し又は削除するため、当該原簿への記載を検査すること。

- (f) 有害な混信の事案を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告(関係主管庁に対する勧告案を含む。)を作成すること。
- (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。
- (3) 無線通信研究委員会及び他の部会の業務を調整し、並びにその業務を組織すること。
- (3の2) 無線通信諮問委員会に対し必要な支援を行い、並びに構成国、無線通信部門の部門構成員及び理事会に対し同諮問委員会の業務の結果について毎年報告すること。
- (3の3) 無線通信研究委員会及び他の部会の業務への開発途上国の参加を容易にするため、実質的な措置をとること。
- (4) 更に、次のことを行うこと。
- (a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道その他の衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する構成国の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、意見を提出するために研究を行うこと。
- (b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により構成国及び部門構成員とデータを交換し、並びに無線通信部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために有用なすべての措置をとること。
- (c) 必要な記録を常時整備しておくこと。
- (d) 世界無線通信会議に提出する報告において、前回の同会議の後の無線通信部門の活動を報告すること。世界無線通信会議が予定されない場合には、前回の同会議の後の同部門の活動に関する報告を理事会に提出し、並びに参考のため構成国及び部門構成員に提出する。
- (e) 無線通信部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。
- (f) 無線通信部門全体を支援するために無線通信局が行う活動の四年間の業務計画(会計上の影響を含む。)であって、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、第

十一條の A の規定に従い無線通信諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。

- 3 無線通信局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、無線通信局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。
- 4 無線通信局長は、憲章及びこの条約の範囲内で、電気通信開発部門に対し必要な技術上の支援を行う。

第六節 電気通信標準化部門

第十三条 世界電気通信標準化総会

- 1 世界電気通信標準化総会は、憲章第一〇四号の規定により、電気通信の標準化に関する特定の問題を検討するために招集する。
- 1の二 世界電気通信標準化総会は、憲章第一四五 A 号の規定に従い、電気通信標準化部門の活動の管理のための作業の方法及び手続を採択する権限を有する。
- 2 世界電気通信標準化総会が研究し及び勧告を作成する問題は、同総会が自己の定めた手続に従って採択した問題又は全権委員会議その他の会議若しくは理事会が付託した問題とする。
- 3 世界電気通信標準化総会は、憲章第一〇四号の規定に基づき、次のことを行う。
 - (a) 電気通信標準化研究委員会が第一九四号の規定に従って作成した報告を審査し、この報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決し、及び電気通信標準化諮問委員会が第一九七 J 号及び第一九七 K 号の規定に従って作成した報告を審査すること。
 - (b) 連合の資源に対する要求を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度を決定し、並びにそれらの問題の研究を実施することによる会計上の影響及びその研究を完了するために必要な日程を評価すること。
 - (c) 第一八八号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。
 - (d) 開発途上国が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。
 - (e) 前回の世界電気通信標準化会議の後の電気通信標準化部門の活動に関する

- る電気通信標準化局長の報告を審査し及び承認すること。
- (f) 他の部会を存続させ、廃止し又は設置する必要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命すること。
- (g) 第一九一の二号に規定する部会の付託事項を定めること。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。
- 4 世界電気通信標準化総会は、その権限内の特定の問題を、その問題について必要とされる措置を示して電気通信標準化諮問委員会に付託することができる。
- 5 世界電気通信標準化総会については、同総会が開催される国の政府が指名した議長が主宰し、同総会が連合の所在地において開催されるときは、同総会で選出された議長が主宰する。議長は、同総会で選出された副議長によって補佐される。

第十四条 電気通信標準化研究委員会

1

- (1) 電気通信標準化研究委員会は、世界電気通信標準化総会が定めた手続に従って採択された問題を研究し、第二四六 A 号から第二四七号までに定める手続に従って採択される勧告の案を作成する。
- (2) 電気通信標準化研究委員会は、電気通信を世界的に標準化するため、第一九五号の規定に従うことを条件として、技術、運用及び料金の問題を研究し、並びにこれらの問題についての勧告案(公衆電気通信網における無線システムの相互接続及びこの相互接続に必要な性能に関するものを含む。)を作成する。無線通信に特に関係する技術又は運用の問題で第一五一号から第一五四号までに掲げるものについては、無線通信部門が扱う。
- (3) 各研究委員会は、世界電気通信標準化総会のため、業務の進捗状況、第一九二号に定める協議の手続に従って採択された勧告及び同総会が検討しなければならない新たな勧告案又は勧告の修正案を示す報告を作成する。
- 2 電気通信標準化部門及び無線通信部門は、憲章第一〇五号の規定を考慮して、両部門が研究を行う問題の配分を合意により修正するため、第一九三号及び無線通信部門に関する第一五一号から第一五四号までに定める任務を常に再検討する。両部門は、緊密に協力して業務を行うものとし、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。そのような合意を得ることができなかった場合には、その問題は、決定を行うために、理事会を通じて全権委員会議に提出することができる。
- 3 電気通信標準化研究委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国にお

ける地域的及び国際的な規模の電気通信の創設、拡充及び整備に直接関連する問題の研究及び勧告の作成に妥当な注意を払わなければならない。これらの研究委員会は、電気通信の世界的な標準化に関して連合が卓越した地位を維持することの必要性に留意して、国内標準化機関及び地域標準化機関その他の国際標準化機関の業務に妥当な考慮を払いつつ自己の業務を行い、並びにそれらの機関と協力する。

- 4 電気通信標準化部門の活動の検討を容易にするため、標準化に関係がある他の機関並びに無線通信部門及び電気通信開発部門との協力及び調整を奨励するための適当な措置がとられるべきである。これらの措置については、世界電気通信標準化総会が具体的な責務、参加の条件及び実施のための規則を定める。

第十四条のA 電気通信標準化諮問委員会

- 1 電気通信標準化諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長に開放する。
- 2 電気通信標準化諮問委員会は、次のことを行う。
 - (1) 電気通信標準化部門の活動に関する優先順位、計画、運用、財政事項及び戦略を検討すること。
 - (1の2) 業務計画に定める目標のうち電気通信標準化局が達成しなかった又は達成することができなかったものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう電気通信標準化局長に助言を与えること。
 - (2) 第一八八号の規定に基づいて作成する作業計画の実施に関する進捗状況を検討すること。
 - (3) 研究委員会の業務のための指針を提供すること。
 - (4) 他の関係機関、無線通信部門、電気通信開発部門及び事務総局との協力及び調整を促進するための措置を勧告すること。
 - (5) 世界電気通信標準化総会が採用した運営方法に抵触しない運営方法を採用すること。
 - (6) 電気通信標準化局長のため、これらの事項に関する措置を示す報告書を作成すること。
 - (7) 世界電気通信標準化総会のため、第一九一 A 号の規定に基づいて付託された問題について報告書を作成し、同総会に提出するため、当該報告書を電気通信標準化局長に送付すること。

第十五条 電気通信標準化局

- 1 電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の業務を組織し及び調整する。
- 2 電気通信標準化局長は、特に次のことを行う。
 - (a) 電気通信標準化研究委員会及び他の部会の議長と協議の上、世界電気通信標準化総会が承認した作業計画を毎年最新のものとする。
 - (b) 世界電気通信標準化総会、電気通信標準化研究委員会及び他の部会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の総会及び会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。
 - (c) 国際電気通信規則の関連規定又は世界電気通信標準化総会の決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。
 - (d) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により構成国及び部門構成員とデータを交換し、並びに電気通信標準化部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために必要な措置をとること。
 - (e) 世界電気通信標準化総会に提出する報告において、前回の同総会の後の電気通信標準化部門の活動を報告し、並びに二回目の同総会が招集される場合を除くほか、前回の同総会の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会、構成国及び部門構成員に提出すること。
 - (f) 電気通信標準化部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含まれるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。
 - (g) 電気通信標準化部門全体を支援するために電気通信標準化局が行う活動の四年間の業務計画(会計上の影響を含む。)であって、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、第十四条のAの規定に従い電気通信標準化諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。
 - (g) 電気通信標準化諮問委員会に対し必要な支援を行い、並びに構成国、電気通信標準化部門の部門構成員及び理事会に対し同諮問委員会の業務の結果について毎年報告すること。
 - (h) 世界電気通信標準化総会の準備において、特に開発途上国の優先事項に関して、開発途上国に対して援助を与えること。
- 3 電気通信標準化局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、電気通信標準

化局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

- 4 電気通信標準化局長は、憲章及びこの条約の範囲内で、電気通信開発部門に対し必要な技術上の支援を行う。

第七節 電気通信開発部門

第十六条 電気通信開発会議

世界電気通信開発会議は、憲章第一四五 A 号の規定に従い、電気通信開発部門の活動の管理のための作業の方法及び手続を採択する権限を有する。

- 1 電気通信開発会議の任務は、憲章第一一八号の規定に基づき、次のとおりとする。
 - (a) 世界電気通信開発会議は、電気通信の開発に関する問題及び優先順位を決定するために作業計画及び指示を作成し、並びに電気通信開発部門に対して当該作業計画に関する指針を与える。同会議は、当該作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てる。
 - (aの2) 世界電気通信開発会議は、他の部会を存続させ、廃止し又は設置する必要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命する。
 - (aの3) 世界電気通信開発会議は、第二〇九 A 号に規定する部会の付託事項を定める。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。
 - (b) 地域電気通信開発会議は、関係地域のニーズ及び特性を考慮して、電気通信の開発に関連する問題及び優先順位を検討する。同会議は、また、世界電気通信開発会議に勧告を提出することができる。
 - (c) 電気通信開発会議は、開発途上国の電気通信網及び電気通信業務の拡大及び近代化並びにこれらのために必要な資源の移動に対して特別な考慮を払いつつ、世界的な電気通信及び地域的な電気通信の均衡のとれた発展のための目標及び戦略を定めるべきである。同会議は、政策上、組織上、運用上、規制上、技術上及び財政上の問題並びにこれらに関係する問題(新たな財源の探求及びその財源からの資金調達を含む。)の検討を行う場とする。
 - (d) 世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議は、それぞれの権限の範囲内において、提出された報告を検討し、及び電気通信開発部門の活動を評価する。これらの会議は、また、連合のその他の部門の活動に係る電気通信の開発に係る事項を検討することができる。

- 2 電気通信開発会議の議事日程案は、電気通信開発局長が作成する。当該議事日程案は、事務総局長が理事会に提出するものとし、第四七号に定めるところに従い、世界電気通信開発会議については構成国の過半数、地域電気通信開発会議については関係地域に属する構成国の過半数の同意を得て承認される。
- 3 電気通信開発会議は、その権限内の特定の問題を、望ましいとされる措置を示して電気通信開発諮問委員会に付託することができる。

第十七条 電気通信開発研究委員会

- 1 電気通信開発研究委員会は、開発途上国が関心を有する電気通信の特定の問題(第二一一号に規定する問題を含む。)を研究する。これらの研究委員会については、利用することができる資源を考慮して、その数及び設置期間を限定する。これらの研究委員会は、特定の任務を有し、開発途上国にとって優先度の高い問題を取り扱い、及びその任務の遂行に専念する。
- 2 憲章第一一九号の規定を考慮して、無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門は、業務の配分について合意し、努力を調和させ及び調整を改善するため、研究を行う問題を常に再検討する。これらの三部門は、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。
- 3 各電気通信開発研究委員会は、世界電気通信開発会議のため、業務の進捗状況及び同会議が検討しなければならない新たな勧告案又は勧告の修正案を示す報告を作成する。
- 4 電気通信開発研究委員会は、問題を研究し、第二四六 A 号から第二四七号までに定める手続に従って採択される勧告の案を作成する。

第十七条の A 電気通信開発諮問委員会

- 1 電気通信開発諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長及び副議長に開放するものとし、電気通信開発局長を通じて行動する。
- 8 電気通信開発諮問委員会は、次のことを行う。
 - (1) 電気通信開発部門の活動に関する優先順位、計画、運用、財政事項及び戦略を検討すること。
 - (1の2) 業務計画に定める目標のうち電気通信開発局が達成しなかった又は達成することができなかったものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう電気通信開発局長に助言を与えること。

- (2) 第二〇九号の規定に基づいて作成する作業計画の実施に関する進捗状況を検討すること。
 - (3) 研究委員会の業務のための指針を提供すること。
 - (4) 無線通信部門、電気通信標準化部門及び事務総局並びに他の関係する開発機関及び金融機関との協力及び調整を促進するための措置を勧告すること。
 - (5) 世界電気通信開発会議が採用した運営方法に抵触しない運営方法を採用すること。
 - (6) 電気通信開発局長のため、これらの事項に関する措置を示す報告書を作成すること。
 - (6の2) 世界電気通信開発会議のため、第二一三 A 号の規定に基づいて付託された問題について報告書を作成し、同会議に提出するため当該報告書を電気通信開発局長に送付すること。
- 9 電気通信開発局長は、協力及び開発援助のための二国間の機関並びに開発のための多数国間機関の代表者に対し、電気通信開発諮問委員会の会合に参加するよう招請することができる。

第十八条 電気通信開発局

- 1 電気通信開発局長は、電気通信開発部門の業務を組織し及び調整する。
- 2 電気通信開発局長は、特に次のことを行う。
 - (a) 電気通信開発会議、電気通信開発研究委員会及び他の部会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信開発局長は、電気通信開発部門の会議及び会合の準備に関するすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。
 - (b) 全権委員会及び電気通信開発会議の関連決議及び関連決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。
 - (c) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信開発部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために必要な措置をとること。
 - (d) 事務総局及び連合の他の部門と協力して、開発途上国の電気通信網の改善を援助するため、これらの国にとって特に有用と認められる技術及び業

務に関する情報を収集し及び公表のために準備し、また、国際連合の主催する国際的計画が提供する可能性についてこれらの国の注意を促すこと。

- (e) 世界電気通信開発会議に提出する報告において、前回の同会議の後の電気通信開発部門の活動を報告し、並びに前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会並びに構成国及び部門構成員に提出すること。
 - (f) 電気通信開発部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。
 - (g) 電気通信開発部門全体を支援するために電気通信開発局が行う活動の四年間の業務計画(会計上の影響を含む。)であって、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、第十七条の A の規定に従い電気通信開発諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。
 - (g) 電気通信開発諮問委員会に対し必要な支援を行い、並びに構成国、電気通信開発部門の部門構成員及び理事会に対し同諮問委員会の業務の結果について毎年報告すること。
- 3 電気通信開発局長は、他の役員と協力して職務を行い、及び電気通信の開発を促進するための触媒としての連合の役割を強化することに従事する。同局長は、関係局長と協力して、関係部門の活動についての情報に関する会合の招集を含む適当な行動をとるために必要な措置をとる。
- 4 電気通信開発局長は、関係構成国の請求に基づき、他の局長及び必要な場合には事務総局長の協力を得て、当該関係構成国の国内電気通信の問題について研究し、及び助言を与える。その研究が複数の技術的な解決方法の比較を含む場合には、経済的な要素を考慮に入れることができる。
- 5 電気通信開発局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、電気通信開発局の技術職員及び事務職員を選考する。これらの職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

第八節 三部門に共通の規定

第十九条 主管庁以外の団体及び機関の連合の活動への参加

- 1 事務総局長及び各局長は、次に掲げる団体及び機関が連合の活動に一層広範に参加するよう奨励する。
- (a) 認められた事業体、学術団体又は工業団体及び金融機関又は開発機関であって関係構成国が承認したもの
 - (b) その他電気通信の問題に関係を有する団体であって関係構成国が承認し

たもの

- (c) 電気通信機関、標準化機関、金融機関又は開発機関であつて地域的なものその他の国際的なもの
- 2 各局長は、連合の一又は二以上の部門の業務に参加することを承認された団体及び機関と緊密に協力して職務を行う。
 - 3 第二二九号に掲げる団体及び機関が憲章及びこの条約の関連規定に基づいていずれかの部門の業務に参加することを請求し、関係構成国がその請求を承認した場合には、当該請求は、当該関係構成国により事務総局長にあてて送付されるものとする。
 - 4 第二三〇号に掲げる団体の請求が関係構成国によって提出された場合には、当該請求は、理事会の定めた手続に従って取り扱う。理事会は、当該請求が当該手続に適合するかどうかを審査する。
- 4の二 第二二九号又は第二三〇号に掲げる団体及び機関が部門構成員となるための請求は、事務総局長に直接送付することができる。事務総局長に請求を直接送付することを団体及び機関に許可している構成国は、その旨を事務総局長に通知する。その通知を事務総局長に行わなかった構成国の団体及び機関は、直接請求することができない。事務総局長は、直接請求することを自国の管轄又は主権の下にある団体及び機関に許可している構成国の一覧表を定期的に更新し、公表する。
- 4の三 事務総局長は、第二三四 A 号の規定に基づく請求を団体及び機関から直接受領する場合には、理事会が定める基準に基づき、候補者の任務及び目的が連合の目的に適合していることを確認する。事務総局長は、その後、請求者の属する構成国に遅滞なく通知し、当該請求の承認を要請する。事務総局長が四箇月の期間内に当該構成国から反対の通知を受領しない場合には、注意を喚起するための通知が送付される。事務総局長が注意を喚起するための通知の送付の日から四箇月の期間内に当該構成国から反対の通知を受領しない場合には、当該請求は、承認されたものとみなす。事務総局長は、当該構成国からの反対の通知を受領した場合には、当該請求者に対し関係構成国と連絡をとるよう要請する。
- 4の四 構成国は、団体及び機関が請求を直接送付することを許可する場合には、事務総局長に対し、自国の管轄又は主権の下にある団体及び機関による請求を承認する権限を事務総局長に与えることを通告することができる。
- 5 第二三一号に掲げる団体又は機関(第二六九B号及び第二六九C号に掲げるものを除く。)がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、理事会の定めた手続に従って取り扱う。

- 6 第二六九B号及び第二六九D号までに掲げる機関がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、当該機関は、第二三七号の一覧表に記載される。
- 7 事務総局長は、第二二九号から第二三一号まで及び第二六九B号及び第二六九D号までに掲げるすべての団体及び機関であって各部門の業務に参加することを承認されたものの一覧表を各部門について作成し及び常時整備しておく。事務総局長は、これらの一覧表を適当な間隔を置いて公表し並びにすべての関係構成国、関係部門構成員及び関係局長に通知する。当該関係局長は、関係団体及び関係機関に対し、それらが行った請求に関してとられた措置について通報し、並びに関係構成国に通報する。
- 8 第二三七号の一覧表に掲げる団体及び機関の各部門の業務への参加の条件は、この条、第三十三条その他の関連規定において定める。憲章第二五号から第二八号までの規定は、これらの団体及び機関については、適用しない。
- 9 部門構成員は、これを承認した構成国が、当該構成国に代わって当該部門構成員が行動することを許可する旨を関係局長に通報した場合には、当該構成国に代わって行動することができる。
- 10 部門構成員は、事務総局長にあてた通告によってその参加を終止する権利を有する。必要な場合には、関係構成国も、その参加を終止させることができる。また、第二三四〇号の規定に従って承認された部門構成員については、理事会が定める基準及び手続によって、その参加を終止させることができる。それらの終止は、事務総局長が通告を受領した日から六箇月の期間が満了した時に効力を生ずる。
- 11 事務総局長は、いずれかの部門の業務に参加することを認められなくなった団体又は機関を、理事会が定めた基準及び手続に従って第二三七号の一覧表から削除する。

部門の総会又は会議は、団体又は機関が準部門構成員として特定の研究委員会又はその部会の業務に参加することについて、次に定める原則に従い、承認することを決定することができる。

 - (1) 第二二九号から第二三一号までに掲げる団体又は機関は、準部門構成員として特定の研究委員会の業務への参加を申請することができる。
 - (2) 部門が準部門構成員としての参加について承認を決定した場合には、事務総局長は、団体又は機関の規模及び他の関連する基準を考慮して、この条の関連規定を申請者に適用する。
 - (3) 特定の研究委員会の業務への参加を承認された準部門構成員は、第二三七号に規定する一覧表に記載されない。
 - (4) 研究委員会の業務への参加を規律する条件は、第二四八 B 号及び第四八

三 A 号に定める。

第二十条 研究委員会の業務の方法

- 1 無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び世界電気通信開発会議は、各研究委員会について、一人の議長及び一人又は二人以上の副議長を任命する。議長及び副議長を任命するに当たっては、能力に関する基準、衡平な地理的配分の必要性及び開発途上国の一層効果的な参加を促進する必要性について、特別の考慮を払う。
- 2 研究委員会の業務量により必要とされる場合には、第二四二号の総会又は会議は、必要と認める副議長を任命する。
- 3 研究委員会の議長が、関係部門の総会から総会まで又は会議から会議までの間において、その職務を行うことができなくなり、かつ、副議長が一人のみ任命されているときは、当該副議長がその地位に就く。二人以上の副議長が任命されている研究委員会は、次回の会合において、これらの副議長の中から新たな議長を、また、必要な場合には、研究委員会の構成員の中から新たな副議長を選出する。二人以上の副議長が任命されている研究委員会は、総会から総会まで又は会議から会議までの間において副議長の一人がその職務を行うことができなくなったときは、同様に、新たな副議長を選出する。
- 4 研究委員会に付託された業務は、できる限り、最新の通信手段を使用する通信により処理する。
- 5 各部門の局長は、権限のある会議又は総会の決定を考慮して、事務総局長と協議を行い、かつ、憲章及びこの条約で定める調整を行った後、研究委員会の会合に関する一般的計画を作成する。

5の二

- (a) 構成国及び部門構成員は、関係する会議又は総会のうちいずれか適当なものが定める手続に従って研究される問題を選択し、その問題の研究の結果作成される勧告を構成国の正式な協議の対象とするかしないかについても併せて採択する。
- (b) 第二四六 A 号に規定する問題の研究の結果作成された勧告は、関係する会議又は総会のうちいずれか適当なものが定める手続に従って研究委員会が採択する。承認を得るために構成国の正式な協議を必要としない勧告は、承認されたものとみなす。
- (c) 構成国の正式な協議を必要とする勧告は、第二四七号の規定に従って扱われるか、又は関係する会議若しくは総会のうちいずれか適当なものに送付される。
- (cの2) 第二四六 A 号及び第二四六 B 号の規定は、政策又は規制に影響を及

ばす問題及び勧告であって次に掲げるようなものに適用してはならない。

無線通信部門によって承認される問題及び勧告であって無線通信会議の業務に係るものその他無線通信総会が決定する種類の問題及び勧告

電気通信標準化部門によって承認される問題及び勧告であって、料金及び計算料金に関する問題に係るもの並びに番号その他端末機器を識別するものに関する計画に係るもの

電気通信開発部門によって承認される問題及び勧告であって、規制上、政策上又は財政上の問題に係るもの

これらの適用について疑義がある問題及び勧告

6 研究委員会は、総会から総会までの間又は会議から会議までの間において取りまとめた勧告案について、構成国からの承認を得るための措置をとることができる。そのような承認を得るために適用する手続は、権限のある総会又は会議のうちいずれか適当なものが承認した手続とする。

6の二 第二四六 B 号又は第二四七号の規定を適用して承認された勧告は、会議又は総会自体が承認したものと同等の地位を有する。

7 必要な場合には、二以上の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うため、合同作業部会を設置することができる。

7の二 各局長は、関係部門が定める手続に従い、関係する研究委員会の議長と協議の上、当該関係部門の業務に参加していない機関に対し、特定の問題についての研究に参加するため、関係する研究委員会又はその部会に代表者を送るよう招請することができる。

7の三 第二四一 A 号に掲げる準部門構成員は、選択した研究委員会の業務に参加することを許可される。ただし、当該研究委員会の意思決定又は連絡活動には、参加することはできない。

8 各部門の局長は、その部門の業務に参加した主管庁、機関及び団体に対し、研究委員会の最終報告(第二四七号の規定により承認された勧告の一覧表を含む。)を送付する。この最終報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも、次回の関係会議の期日の少なくとも一箇月前に到着するように送付する。

第二十一条 会議が他の会議に対して提出する勧告

1 会議は、連合の他の会議に対し、自己の権限の範囲内の勧告を提出することができる。

2 第二五〇号の勧告は、連合の会議、総会及び会合の一般規則第四四号に定めるところにより集め、整理し及び通知するため、十分な余裕をもって事務総局長にあてて送付する。

第二十二條 各部門相互の關係及び各部門と國際機關との關係

- 1 各局長は、共通の利害關係を有する問題について研究し及び勸告案を作成するため、適當な協議を行い、かつ、憲章、この條約及び權限のある會議又は總會の決定に定める調整を行った後、二又は三の部門の研究委員會の合同の會合を組織することを決定することができる。当該勸告案は、關係部門の權限のある會議又は總會に提出する。
- 2 各部門の會議又は會合には、事務總局長、事務總局次長、他の部門の局長又はこれらの者の代理及び無線通信規則委員會の委員が、顧問の資格で出席することができる。これらの會議又は會合は、必要な場合には、事務總局又はそれらの會議若しくは會合に代表者を出席させることを必要と認めなかつた他の部門に対し、代表者を顧問の資格で出席させるよう招請することができる。
- 3 いずれかの部門が國際機關の會合に参加するよう招請されたときは、当該部門の局長は、第一〇七號の規定を考慮して、顧問の資格で代表者を出席させるための措置をとる權限を有する。

第二章 會議及び總會に関する特別の規定

第二十三條 全權委員會議への参加の承認

- 1 次に掲げる者は、全權委員會議に参加することを承認される。
 - (a) 代表團
 - (b) 顧問の資格で参加する連合の役員
 - (c) 第一四一 A 號の規定に従い無線通信規則委員會から顧問の資格で参加する者
 - (d) 顧問の資格で参加する次に掲げる機關及び団体のオブザーバー
 - (i) 國際連合
 - (ii) 憲章第四十三條に規定する電氣通信に関する地域的機關
 - (iii) 衛星システムを運用する政府間機關
 - (iv) 國際連合の専門機關及び國際原子力機關
 - (e) 第二二九號及び第二三〇號に掲げる部門構成員のオブザーバー
- 2 事務總局及び連合の三部門の局は、顧問の資格で全權委員會議に代表者を出席させる。

第二十四條 無線通信會議への参加の承認

- 1 次に掲げる者は、無線通信會議に参加することを承認される。
 - (a) 代表團

- (b) 顧問の資格で参加する第二六九A号から第二六九D号までに掲げる機関のオブザーバー
- (c) 連合の会議、総会及び会合の一般規則第一章の関連規定に従い、顧問の資格で参加するよう招請される他の国際機関のオブザーバー
- (d) 無線通信部門の部門構成員のオブザーバー
- (e) 地域無線通信会議に投票権なしで参加する他の地域の構成国のオブザーバー
- (f) 連合の役員及び無線通信規則委員会の委員。ただし、顧問の資格によるものとし、また、連合の役員については、その権限内の問題を会議が取り扱う場合に限る。

第二十五条 無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び電気通信開発会議への参加の承認

- 1 次に掲げる者は、総会又は会議に参加することを承認される。
 - (a) 代表団
 - (b) 関係部門構成員の代表者
 - (c) 顧問の資格で参加する次に掲げる機関のオブザーバー
 - (i) 第二六九A号から第二六九D号までに掲げる機関
 - (ii) その他の地域的機関又は国際機関であって総会又は会議に関係する問題を取り扱うもの
- 2 連合の役員、事務総局及び各局は、適当な場合には、顧問の資格で総会又は会議に代表者を出席させる。無線通信規則委員会が指名した二名の委員は、顧問の資格で無線通信総会に参加する。

第二十六条から第三十条まで 削除

第三十一条 会議のための委任状

- 1 構成国が全権委員会議、無線通信会議又は世界国際電気通信会議に派遣する代表団は、第三二五号から第三三一号までの規定に従って正当に委任されていない。
- 2
 - (1) 全権委員会議に対する代表団は、元首、政府の長又は外務大臣が署名した文書によって委任される。
 - (2) 第三二四号に規定する会議のうち全権委員会議以外のものに対する代表団は、元首、政府の長、外務大臣又は会議において取り扱われる問題に関して権限を有する大臣が署名した文書によって委任される。

(3) 第三二五号又は第三二六号に規定する当局の一による確認を最終文書の署名前に受けることを条件として、代表団は、招請政府に対して派遣されている関係構成国の外交使節団の長又は会議がスイス連邦で開催される場合には国際連合ジュネーブ事務局に対して派遣されている関係構成国の常駐代表団の長によって、暫定的に委任されることができる。

3 委任状は、第三二五号から第三二七号までに規定する権限のある当局の一が署名し、かつ、次の基準の一に適合する場合には、受理される。

代表団に全権を与えること。

代表団に政府を代表する権限を制限を課することなく与えること。

代表団又はその特定の構成員に最終文書に署名する権限を与えること。

4

(1) 本会議によって委任状が正規のものであると認められた代表団は、憲章の第一六九号及び第二一〇号の規定に従うことを条件として関係構成国の投票権を行使し、及び最終文書に署名する権限を有する。

(2) 本会議によって委任状が正規のものであると認められなかった代表団は、このような状態が是正されない限り、投票権を行使し、又は最終文書に署名する権限を有しない。

5 委任状は、できる限り速やかに会議の事務局に寄託しなければならない。このため、構成国は、委任状を会議の開始日前に事務総局長に送付すべきであり、事務総局長は、会議の事務局が設置された後速やかに当該委任状を当該事務局に送付する。委任状の審査は、連合の会議、総会及び会合の一般規則第六八号に規定する委任状委員会が行う。同委員会は、その結論に関する報告を本会議が定める期間内に本会議に提出する。代表団は、本会議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、及び関係構成国の投票権を行使する権限を有する。

6 構成国は、原則として、連合の会議に自国の代表団を派遣するよう努めなければならない。もっとも、構成国は、例外的理由によって自国の代表団を派遣することができないときは、他の構成国の代表団に、自国に代わって投票し及び署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三二五号又は第三二六号に規定する当局の一が署名した文書によって行わなければならない。

7 投票権を有する代表団は、自己が出席することができない会合における投票権の行使を、投票権を有するその他の代表団に委任することができる。この場合には、投票権の行使を委任する代表団は、十分な余裕をもって、かつ、書面により、会議の議長にその旨を通知しなければならない。

8 代表団は、一を超える票を代理として投ずることができない。

- 9 電報による委任状及び代理権に係る電報による委任状は、受理されない。もともと、委任状について会議の議長又は事務局が行う照会に対する電報による回答は、受理される。
- 10 世界電気通信標準化総会、電気通信開発会議又は無線通信総会に代表団又は代表者を派遣することを意図する構成国又は承認された団体若しくは機関は、その旨を、代表団の構成員又は代表者の氏名及び職務とともに、関係部門の局長に通知する。

第三十二条 連合の会議、総会及び会合の一般規則

- 1 連合の会議、総会及び会合の一般規則は、全権委員会が採択する。当該一般規則の改正の手續及び改正の効力発生に関する規定は、当該一般規則に定める。
- 2 憲章第五十五条及びこの条約第四十二条に定める改正の手續に関する規定が適用される場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を適用する。

第三十二条のA 投票権

- 1 会議、総会又は他の会合に参加するために構成国によって正当に委任された代表団は、会議、総会又は他の会合のすべての会合において、憲章第三条の規定に従って一の票を投ずる権利を有する。
- 2 構成国の代表団は、第三十一条に定める条件に従って、投票権を行使する。
- 3 無線通信総会、世界電気通信標準化総会又は電気通信開発会議において構成国が主管庁によって代表されていないときは、第二三九号の規定に従うことを条件として、関係構成国の認められた事業体の代表者が、その数を問わず全体で一の票のみを投ずる権利を有する。権限の委任に関する第三三五号から第三三八号までの規定は、これらの会議及び総会について準用する。

第三十二条のB 留保

- 1 代表団は、原則として、自己の意見について他の代表団の賛同を得ることができなかつたときは、できる限り、過半数の意見に同調するよう努めなければならない。
- 2 全権委員会会議の会期中に、最終文書に署名する際の宣言において留保を付する権利を留保した構成国は、憲章又はこの条約の改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を事務総局長に寄託する時まで、当該改正について留保を付することができる。
- 3 代表団は、業務規則の改正に係る決定であつて、当該改正に拘束されるこ

とについての自国の政府による同意を妨げる性質を有すると認められるものに関しては、当該改正を採択する会議の終了の際に、暫定的又は確定的に留保を付することができる。そのような留保は、当該改正について権限のある会議に参加しない構成国から最終文書に署名するための権限を第三十一条の規定により委任された代表団が、当該構成国に代わって付することができる。

- 4 会議の終了の際に付される留保は、当該留保を付した構成国が、当該留保を付した会議において採択された改正文書に拘束されることに同意する旨を通告する際に、当該留保を正式に確認する場合にのみ有効とする。

第四章 その他の規定

第三十三条 会計

1

- (1) 構成国(第四六八 A 号の規定に従うことを条件とする。)及び部門構成員(第四六八 B 号の規定に従うことを条件とする。)が憲章第二十八条の関連規定に従ってその分担等級を選定するための表は、次のとおりとする。

四十単位等級

三十五単位等級

三十単位等級

二十八単位等級

二十五単位等級

二十三単位等級

二十単位等級

十八単位等級

十五単位等級

十三単位等級

十一単位等級

十単位等級

八単位等級

六単位等級

五単位等級

四単位等級

三単位等級

二単位等級

二分の三単位等級

一単位等級

二分の一単位等級

四分の一単位等級

八分の一単位等級

十六分の一単位等級

- (1の2) 国際連合が後発開発途上国として定める構成国及び理事会が決定する構成国のみが、八分の一単位等級及び十六分の一単位等級を選定することができる。
- (1の3) 部門構成員は、電気通信開発部門の部門構成員が四分の一単位等級、八分の一単位等級及び十六分の一単位等級を選定することができることを除くほか、二分の一単位等級よりも下位の分担等級を選定することができない。ただし、十六分の一単位等級については、国際連合開発計画が作成し、理事会が検討した一覧表に掲げる開発途上国の部門構成員のために保留する。
- (2) いずれの構成国又は部門構成員も、第四六八号に掲げる分担等級に代えて、四十を超える分担単位数を選定することができる。
- (3) 事務総局長は、選定する分担等級について各構成国が行った決定を全権委員会に代表を出さなかった各構成国に速やかに通報する。

2

- (1) 新たな構成国及び部門構成員は、加入し又は承認された年については、加入し又は承認された月の初日から計算した分担金を支払う。
- (2) 構成国が憲章及びこの条約を廃棄した場合又は部門構成員が部門の業務への参加を終止した場合には、当該構成国又は当該部門構成員は、憲章第二三七号又はこの条約第二四〇号の規定に従って、廃棄又は終止が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。

3 債務額に対しては、連合の各会計年度の四箇月目の初めから利子を付する。利率は、最初の三箇月間は年三パーセント、七箇月目の初めからは年六パーセントとする。

4

- (1) 第二六九A号から第二六九E号までに掲げる機関及び第二章に掲げる他の機関(理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合を除く。)並びにこの条約に従い、全権委員会、連合の部門の会議、総会若しくは会合又は世界国際電気通信会議に参加する第二三〇号に掲げる部門構成員は、これらが参加する会議及び会合の経費に基づき、かつ、財政規則に従い、これらの会議、総会及び会合の経費を分担する。ただし、部門構成員が自己の属する部門の会議、総会又は会合に出席する場合(地域無線通信会議に出席する場合を除く。)は、別個に当該経費を分担することはない。
- (2) 第二三七号の一覧表に掲げる部門構成員は、第四八〇号及び第四八〇A号

の規定に従って連合の部門の経費を分担する。

(5) 各関係部門の経費に関する分担単位当たりの分担金額は、構成国の分担単位当たりの分担金額の五分之一に定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、第四七四号の規定に従って利子を付する。

(5の2) 部門構成員が憲章第一五九A号の規定に従って連合の経費を分担するに当たっては、その分担金が割り当てられる部門は、特定される。

(5の3) 例外的状況の下において、部門構成員がその分担単位数を減少させることを要求し、かつ、当初に選定した分担等級における分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、理事会は、これを承認することができる。

第二四一 A 号に掲げる準部門構成員は、理事会の決定するところに従い、自己の参加する部門、研究委員会及びその部会の経費を分担する。

5 理事会は、連合の製品及び業務のための費用の回収について適用するための基準を決定する。

6 連合は、必要不可欠な経費を負担すること及びできる限り借入金への依存を避けるために十分な現金の準備を維持することができるように、運転資金を提供する予備勘定を保持する。理事会は、予想される必要額に基づいて、毎年、予備勘定の金額を定める。支出しなかった又は支出を約束しなかったすべての予算上の金額は、各二年予算の執行の終了時に、予備勘定に繰り入れられる。この予備勘定に関するその他の細目については、財政規則に定める。

7

(1) 事務総局長は、調整委員会と合意の上、現金又は現物による任意拠出を受領することができる。ただし、この任意拠出に適用される条件が、必要に応じ、連合の目的及び計画並びに財政規則に適合することを条件とする。財政規則には、任意拠出の受領及び使用に関する特別規定を含めなければならない。

(2) 事務総局長は、第四八六号の任意拠出について、会計報告により並びに拠出源、提案された用途及びとられた措置を各任意拠出について簡潔に示した文書により、理事会に報告する。

第三十四条 会議の会計上の責任

1 連合の会議は、会計上の影響を伴う提案又は決定を採決する前に、当該提案又は決定が理事会で承認することのできる金額を超える支出をもたらさないことを確保するため、連合の予算に関するすべての見通しを考慮する。

2 会議の決定は、その実施が理事会で承認することのできる金額を超えて経費の直接又は間接の増加を伴う場合には、実施してはならない。

第三十五条 言語

1

- (1) 次の場合には、憲章第二十九条の関連規定に定める言語以外の言語を使用することができる。
 - (a) 事務総局長に対し、一又は二以上の他の言語を永続的又は一時的に討議又は文書に使用することの請求があった場合。ただし、この請求を行い又はこれを支持する構成国がこれらの言語の使用に要する追加の経費を負担する場合に限る。
 - (b) 連合の会議及び会合において、代表団が、事務総局長又は関係局長に通知した後、自己の費用で、その使用する言語を憲章第二十九条の関連規定に定める言語の一に通訳するため、自ら措置をとる場合
 - (2) 第四九一号に定める場合には、事務総局長は、関係構成国から所要の経費を連合に対して正当に支払うことの約束を得た上、できる限り、その請求に応ずる。
 - (3) 第四九二号に定める場合には、更に、関係代表団は、希望するときは、自己の費用で、憲章第二十九条の関連規定に定める言語の一をその使用する言語に通訳することができる。
- 2 憲章第二十九条の関連規定に定めるすべての文書は、同条の関連規定に定める言語以外の言語により刊行することができる。ただし、刊行を請求した構成国が所要の翻訳費及び刊行費のすべてを負担することを約束する場合に限る。

第五章 電気通信業務の運用に関する諸種の規定

第三十六条 料金及び料金の免除

電気通信の料金に関する規定について及び料金の免除を行う諸種の場合については、業務規則で定める。

第三十七条 計算書の作成及び決済

- 1 国際計算の決済は、經常取引とみなし、これに関して関係構成国及び関係部門構成員の政府が取極を締結した場合には、関係構成国及び関係部門構成員の通常の国際的義務に従って行う。このような取極がないとき又は憲章第四十二条に定めるところにより締結した特別取極がないときは、この計算の決済は、業務規則に従って行う。
- 2 構成国の主管庁及び部門構成員で、国際電気通信業務を行うものは、その借方及び貸方の額について合意しなければならない。
- 3 第四九八号の借方及び貸方に関する計算書は、業務規則に従って作成する。

ただし、関係当事者の間で特別の取極を締結している場合は、この限りでない。

第三十八条 貨幣単位

構成国の間で締結した特別の取極がない場合には、国際電気通信業務に関する計算料金の構成及び国際計算書の作成に用いる貨幣単位は、業務規則に定める国際通貨基金の貨幣単位又は金フランとする。その適用のための規定は、国際電気通信規則の付録第一に定める。

第三十九条 相互通信

- 1 移動業務の無線通信を行う局は、その通常の出扱範囲においては、採用する無線システムのいかなを問わず、相互に無線通信を交換しなければならない。
- 2 もっとも、科学の進歩を妨げないようにするため、第五〇一号の規定は、他のシステムと通信することができない無線システムを使用することを妨げるものではない。ただし、他のシステムと通信することができないことは、当該無線システムの特質によるものでなければならず、専ら相互通信を妨げるために採用する装置の結果であってはならない。
- 3 第五〇一号の規定にかかわらず、局は、業務の目的に応じ、又は使用するシステムと関係のない他の事情により、制限的な国際電気通信業務の用に供することができる。

第四十条 暗語

- 1 官用電報及び業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- 2 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。
- 3 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、憲章第三十五条に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。

第六章 仲裁及び改正

第四十一条 仲裁手続(憲章第五十六条参照)

- 1 仲裁を希望する当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。

- 2 当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれに付託するかを合意によって決定する。仲裁請求通告書の日付の日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかつたときは、仲裁は、政府に付託する。
- 3 仲裁を人に付託する場合には、仲裁者は、紛争当事者である国の国民でなく、当該国に住所を有しておらず、かつ、その機関に雇用されていない者でなければならない。
- 4 仲裁を政府又はその主管庁に付託する場合には、当該政府又は当該主管庁は、適用について紛争を生じた協定の締約国であつて紛争に関係がない構成国のうちから選定されなければならない。
- 5 両紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指名する。
- 6 二を超える当事者が紛争に関係する場合には、紛争について共通の利害関係を有する当事者の集合の双方は、第五一〇号及び第五一一号に定める手続に従い、それぞれ一の仲裁者を指名する。
- 7 このようにして指名された二の仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二の仲裁者が人であつて政府又は主管庁でない場合には、第三仲裁者は、第五〇九号に定める条件に適合しなければならず、かつ、他の二の仲裁者のいずれとも異なる国籍を有しなければならない。二の仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しない場合には、各仲裁者は、紛争にいかなる利害関係も有しないそれぞれ一の第三仲裁者を提案する。次いで、事務総局長は、第三仲裁者を指名するためのくじ引を行う。
- 8 紛争当事者は、合意によって指名する単一の仲裁者に紛争を解決させるように合意することができる。紛争当事者は、また、それぞれ一の仲裁者を指定し、これらのうちから単一の仲裁者を指名するためのくじ引を行うことを事務総局長に請求することができる。
- 9 仲裁者は、仲裁を行う場所及び仲裁に適用する手続規則を任意に決定する。
- 10 単一の仲裁者の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。仲裁が二以上の仲裁者に付託された場合には、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。
- 11 各紛争当事者は、自己が仲裁の調査及び付託に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものを除くほか、紛争当事者の間で均等に割り当てる。
- 12 連合は、仲裁者が必要とする紛争に関するすべての情報を提供する。仲裁者の裁定は、紛争当事者の決定により、将来における参考のために事務総局長に通知する。

第四十二条 この条約の改正に関する規定

- 1 構成国は、この条約の改正を提案することができる。その提案は、すべての構成国への送付及びすべての構成国による検討が十分な余裕をもって行われ得るように、全権委員会議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての構成国に送付する。
- 2 もっとも、第五一九号の規定に従って提出された改正案に対する修正案については、構成国又は全権委員会議におけるその代表団は、これをいつでも提出することができる。
- 3 全権委員会議の本会議においてこの条約の改正案又はこれに対する修正案を審議する場合には、全権委員会議に派遣された代表団の二分の一を超える代表団が出席していなければならない。
- 4 この条約の改正案に対する修正案及び改正案全体(修正されたものであるかないかを問わない。)は、採択されるためには、本会議において、全権委員会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団によって承認されなければならない。
- 5 第五一九号から第五二二号までに特に規定する場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を適用する。
- 6 全権委員会議が採択したこの条約のすべての改正は、全体として、かつ、単一の改正文書の形式で、当該全権委員会議が定めた日に、この条約及び当該改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書をその日前に寄託した構成国の間において効力を生ずる。当該改正文書の一部のみの批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入は、認めない。
- 7 第五二四号の規定にかかわらず、全権委員会議は、この条約のある改正が憲章のある改正を適正に適用するために必要である旨を決定することができる。この場合には、この条約の当該改正は、憲章の当該改正の効力発生前には、効力を生じない。
- 8 事務総局長は、改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託をすべての構成国に通報する。
- 9 改正文書の効力発生の後に行われる憲章の第五十二条及び第五十三条の規定による批准、受諾、承認又は加入は、改正された条約に対して行われるものとする。
- 10 事務総局長は、改正文書の効力発生の後、国際連合憲章第百二条の規定により、当該改正文書を国際連合事務局に登録する。憲章第二四一号の規定

は、改正文書について準用する。

附属書 国際電気通信連合の条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

連合の条約及び業務規則の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

専門家 専門的な能力を有する者であって、その専門分野に係る連合の業務に参加するため、次のいずれかのものが派遣する者

- (a) 自国の政府又は主管庁
- (b) 第十九条の規定により承認された団体又は機関
- (c) 国際機関

オブザーバー 投票権なしで、連合の基本文書の関連規定に基づき、連合の会議、総会若しくは会合又は理事会に出席するため、構成国、機関又は団体が派遣する者

移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務

学術団体又は工業団体 政府の施設又は機関以外の団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用機器の企画若しくは製作に従事するもの

無線通信 電波による電気通信

注1 電波とは、人工的導体のない空間を伝搬する当面三、〇〇〇ギガヘルツより低い周波数の電磁波をいう。

注2 第一四九号から第一五四号までの規定の適用上、「無線通信」という語は、人工的導体のない空間を伝搬する三、〇〇〇ギガヘルツを超える周波数の電磁波による電気通信も含む。

業務用電気通信 国際公衆電気通信に関する電気通信で、次の者の間で交換されるもの

主管庁

認められた事業体

理事会の議長、事務総局長、事務総局次長、各局長、無線通信規則委員会の委員その他連合の代表者又は連合が認めた職員（その代表者又は職員には、連合の所在地以外において公的職務を行う者を含む。）